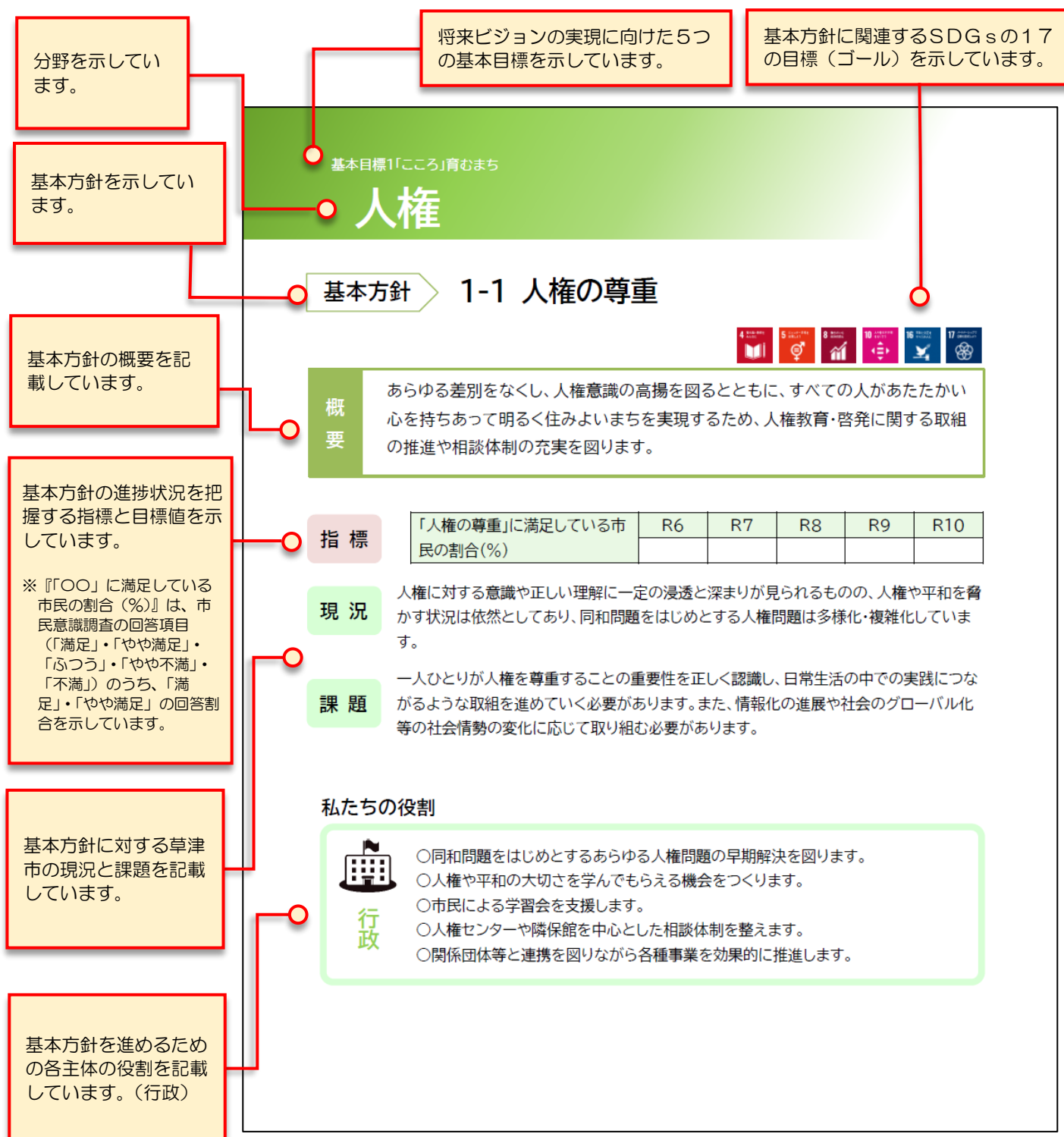


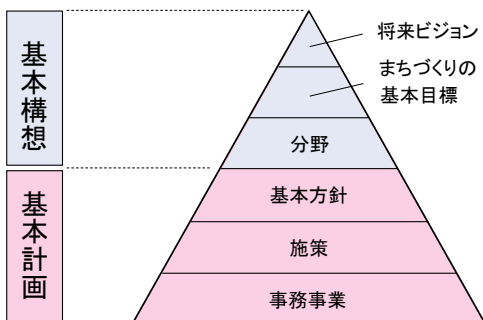
分野別の施策

「分野別の施策」の構成と見方

「分野別の施策」は、基本方針ごとに見開き2ページで、次のとおり構成されています。



総合計画の体系



◆『基本構想』は、「将来ビジョン」を示すとともに、その実現に向けた「まちづくりの基本目標」や「分野」の方向性を明らかにし、『基本計画』の方向付けを行います。

◆『基本計画』は、各分野の「基本方針」、「施策」「事務事業」等で構成されています。

基本方針を進めるための各主体の役割を記載しています。
(市民・地域)(事業者等)



(市民・地域)

- 各種の人権啓発事業や人権への関心を高める取組等に積極的に参加します。
- 地域や団体における人権教育を推進します。
- 身近な人に相談ができる関係づくりに努めます。

(事業者等)

- 各種の人権啓発事業や人権への関心を高める取組等に積極的に参加します。
- 組織内における人権教育を推進します。
- 組織内に、気軽に相談ができる環境をつくるとともに、必要時に各専門機関へつなぎます。

基本方針を進めるための施策および概要を記載しています。

施策	概要
①人権文化の醸成	すべての人の基本的人権の尊重と恒久平和を誓うまちづくりを推進するため、各種の啓発事業や市民活動への支援、人権教育の機会づくり等を進めます。
②人権の擁護	市民全体の人権擁護の推進を図るため、すべての部署において人権を根底に据えた施策の推進を図ります。また、人権相談等の人権擁護活動の充実を図ります。

基本方針の施策を進めるための主要な事業を記載しています。

	主要事業	
	名称	担当課
①人権文化の醸成	人権擁護平和啓発推進事業	人権政策課
	人権と平和を守る都市宣言啓発事業	人権センター
	人権センター自主事業	人権センター
	市民のつどい開催事業	人権センター
	女性のつどい開催事業	人権センター
	青年集会開催事業	人権センター
	企業内人権啓発推進事業	商工観光労政課
	人権・同和教育研究大会開催事業	児童生徒支援課
②人権の擁護	人権擁護推進事業	人権政策課
	人権擁護推進協議会活動事業	人権センター
	人権センター運営事業	人権センター

基本目標1 「こころ」 育むまち

- 1 人権
 - 1-1 人権の尊重
- 2 男女共同参画
 - 2-1 男女共同参画社会の構築
- 3 学校教育
 - 3-1 子どもの生きる力を育む教育の推進
 - 3-2 学校の教育力の向上
- 4 生涯学習・スポーツ
 - 4-1 生涯学習の推進
 - 4-2 スポーツの充実
- 5 歴史・文化
 - 5-1 文化財の保存と活用
 - 5-2 文化・芸術の振興

1 人 権

1-1 人権の尊重



【分野の計画】

・人権擁護に関する基本方針

(平成 9 年度策定・平成 22 年度改訂・令和元年度改訂/人権政策課)

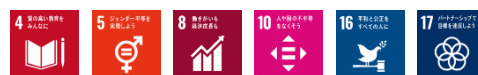
・草津市人権教育基本方針

(平成 25 年度策定・平成 29 年度改定/人権センター)

人権

基本方針

1-1 人権の尊重



概要

あらゆる差別をなくし、人権意識の高揚を図るとともに、すべての人があたたかい心を持ちあって明るく住みよいまちを実現するため、人権教育・啓発に関する取組の推進や相談体制の充実を図ります。

指標

「人権の尊重」に満足している市民の割合(%)	R6	R7	R8	R9	R10
	31.0	32.0	33.0	34.0	35.0

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

人権に対する意識や正しい理解に一定の浸透と深まりが見られるものの、人権や平和を脅かす状況は依然としてあり、同和問題をはじめとする人権問題は多様化・複雑化しています。

課題

一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、**思いやりの心を持ち**、日常生活の中での実践につながるような取組を進めていく必要があります。また、情報化の進展や社会のグローバル化等の社会情勢の変化に応じて取り組む必要があります。

私たちの役割



行政

- 同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の早期解決の取組を推進します。
- 人権や平和の大切さを学んでもらえる機会をつくります。
- 市民による学習会を支援します。
- 人権センターや隣保館を中心とした相談体制を整えます。
- 関係団体等と連携を図りながら各種事業を効果的に推進します。



市民

（市民・地域）

- 各種の人権啓発事業や人権への関心を高める取組等に積極的に参加します。
- 地域や団体における人権教育を推進します。
- 身近な人に相談ができる関係づくりに努めます。

（事業者等）

- 各種の人権啓発事業や人権への関心を高める取組等に積極的に参加します。
- 組織内における人権教育を推進します。
- 組織内に、気軽に相談ができる環境をつくるとともに、必要時に各専門機関へつなぎます。

施策	概要
①人権文化の醸成	すべての人の基本的人権の尊重と恒久平和を誓うまちづくりを推進するため、各種の啓発事業や市民活動への支援、人権教育の機会づくり等を進めます。
②人権の擁護	市民全体の人権擁護の推進を図るため、すべての部署において人権を根底に据えた施策の推進を図ります。また、人権相談等の人権擁護活動の充実を図ります。

	主要事業※2	
	名称	担当課
①人権文化の醸成	人権擁護平和啓発推進事業	人権政策課
	人権と平和を守る都市宣言啓発事業	人権センター
	人権センター自主事業	人権センター
	市民のつどい開催事業	人権センター
	女性のつどい開催事業	人権センター
	青年集会開催事業	人権センター
	企業内人権啓発推進事業	商工観光労政課
	人権・同和教育研究大会開催事業	児童生徒支援課
②人権の擁護	人権擁護推進事業	人権政策課
	人権擁護推進協議会活動事業	人権センター
	人権センター運営事業	人権センター

※2）主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業（案）を参考としてお示ししています。

2 男女共同参画

2-1 男女共同参画社会の構築



【分野の計画】

・第4次草津市男女共同参画推進計画

(令和3年度～令和12年度/男女共同参画センター)

男女共同参画

基本方針

2-1 男女共同参画社会の構築



概要

男女共同参画についての意識啓発を図り、男女がともに持てる力を発揮し喜びと責任を分かち合える男女共同参画社会の構築を進めます。

指標

「男女共同参画社会の構築」に満足している市民の割合(%)	R6	R7	R8	R9	R10
	23.2	23.8	24.4	25.0	25.6

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

固定的な性別役割分担意識や慣習が依然として解消されず、社会の様々な場面で男女の不平等感が残るとともに、女性の能力が十分に発揮されていない状況があります。

課題

男女の人権が尊重され、性別にかかわらず個性と能力が十分に発揮される男女共同参画の社会づくりをさらに進めていくとともに、女性が安心して、かつ自立して暮らせるよう取り組む必要があります。

私たちの役割



行政

- 男女共同参画センターを拠点として、市民、事業者、各種団体、教育に関わる人との協働のもとに、家庭、職場、地域、学校等における男女共同参画を推進します。
- 男女共同参画の意識啓発のため、学習機会の提供や広報活動を充実させます。
- 女性の就労・起業支援、市政参画の促進やワーク・ライフ・バランスの啓発に努めます。
- 男女共同参画相談窓口として、DV やセクシャルハラスメント等に関する相談、さまざまな困難を抱える女性の相談および多様な支援を包括的に行います。



(市民・地域)

- 男女共同参画について学び、気軽に話ができる機会をつくり、参画します。
- 家庭、職場、地域、学校等で男女共同参画の推進に努めます。
- さまざまな困難を抱える女性への理解を深め、男女ともに安心して暮らせるよう、見守り支え合います。

(事業者等)

- 男女が職業生活と子育て、介護等の家庭生活を両立することができ、誰もが働きやすい職場づくりに努めます。
- 女性の継続就業、女性の育成・登用等の女性が活躍できる環境づくりに取り組み男女共同参画を推進します。

施策	概要
① 男女共同参画社会の推進	男女共同参画の意識啓発やDV対策の強化を図ります。また、困難な問題を抱える女性への支援を行い、男女共同参画社会づくりを推進します。
② 女性の活躍推進	女性の就労・起業支援、市政参画の促進やワーク・ライフ・バランスの啓発に努めます。

	主要事業※2	
	名称	担当課
① 男女共同参画社会の推進	男女共同参画推進事業	男女共同参画センター
② 女性の活躍推進	女性活躍推進事業	男女共同参画センター

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業（案）を参考としてお示ししています。

3 学校教育

3-1 子どもの生きる力を育む教育の推進



3-2 学校の教育力の向上



【分野の計画】

- ・草津市教育振興基本計画(第4期)【予定】
(令和7年度～令和11年度/教育総務課)
- ・第2次草津市スポーツ推進計画
(令和3年度～令和7年度/スポーツ推進課)
- ・草津市英語教育ステップアッププラン【予定】
(令和7年度～令和11年度/学校政策推進課)
- ・草津市いじめ防止基本方針
(平成26年度策定/児童生徒支援課)
- ・草津市学校教育情報化推進計画
(令和4年度～令和7年度/学校政策推進課)
- ・学校における働き方改革推進計画
(令和6年度～令和8年度/学校教育課)

学校教育

基本方針

3-1 子どもの生きる力を育む教育の推進



概要

“確かな学力”“豊かな心”“健やかな体”の育成を図るため、各種事業を効果的に展開することにより、子どもの生きる力を育む教育を推進します。

指標

「子どもの生きる力を育む教育の推進」に満足している市民の割合（％）	R6	R7	R8	R9	R10
	27.0	28.0	29.0	30.0	31.0

※1

※1）指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

グローバル化や情報化の進展により、予想を超えたスピードで社会が変化し、多様化が進んでいます。また、「こども基本法」の施行により、子どもの意見を社会に反映することが求められています。

課題

子どもたちが、これからの時代（Society5.0）をたくましく生き抜くために、相手を尊重し、周囲と協力して、持続可能な社会を創造していく学び方を身に付ける必要があります。

私たちの役割



行政

- 子どもの主体的、協働的な学びを充実させ、思いやりを大切にできる環境づくりと質の高い授業の構築を推進します。
- 子どもの自己肯定感を高め、ウェルビーイングを向上させる教育を推進します。
- 家庭・学校・地域や関係機関等の連携を推進し、こどもまんなか社会の実現に向けた教育を推進します。



(市民・地域)

○家庭や地域において、子どもの自己肯定感を大切にするとともに、新しい時代の変化にも柔軟に対応します。

市民

○子どもと大人が共に育ち、あらゆる多様性を受け入れられる地域づくりに取り組みます。

○家庭・学校・地域や関係機関等の連携の大切さを理解し、子どもの心身の健全な成長を支援します。

○子どもを地域社会の一員として捉え、持続可能な社会の実現のため、ともに地域課題の解決に取り組みます。

(事業者等)

○学校と連携を図り、子ども一人ひとりが大切にされる支援をします。

○家庭・学校・地域や関係機関等の連携を充実させ、子どもの健全な心身の醸成を図ります。

施策	概要
①確かな学力と社会の形成に参画する力の育成	子どもに基礎的・基本的な知識・技能を習得させ、学習意欲を高めるとともに、思考力、判断力、表現力等を育み、主体的に学習に取り組む態度を養います。また、スクール ESD くさつプロジェクトを推進し、持続可能な社会の創り手を育てるとともに、子どもがまんなかの学校づくりを進めます。
②豊かな心と健やかな体の育成	豊かな心の育成に向けて人権教育を推進するとともに、特別の教科である道徳を要とし、教育活動全体を通じて子どもの道徳性を養います。また、生涯にわたって健康を保持増進し、運動やスポーツに親しめるよう、学校体育の充実を図り、保健教育と学校保健を推進します。

	主要事業※2	
	名称	担当課
①確かな学力と社会の形成に参画する力の育成	学校教育支援教員配置事業	学校教育課
	小1学びの基礎育成事業費	児童生徒支援課
	スクールESDくさつ推進事業	学校教育課
②豊かな心と健やかな体の育成	人権教育推進事業	児童生徒支援課
	生徒指導推進事業	児童生徒支援課
	子ども読書活動推進事業	学校教育課
	小学校体育推進事業	学校教育課
	中学校体育推進事業	学校教育課

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業(案)を参考としてお示ししています。

学校教育

基本方針

3-2 学校の教育力の向上



概要

学校の教育力の向上を図るため、教職員の資質向上や学校経営の充実、学校施設の計画的な整備等の各種事業を効果的に展開します。

指標

「学校の教育力の向上」に満足している市民の割合(%)	R6	R7	R8	R9	R10
	26.0	27.0	28.0	29.0	30.0

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

学校を取り巻く課題が多様化・複雑化し、解決が困難なケースにおいて、関係機関と連携する等、チーム学校として組織的に対応しています。

課題

教職員が常に自己の専門性や指導の改善に努めるとともに、地域や保護者との連携を大切にし、学校経営や教育環境づくりを計画的に実施することで、学校の教育力の向上を図る必要があります。また、多様化する教育ニーズに対応する必要があります。

私たちの役割



行政

- 深い学びの実現に向けた授業改善と教職員の経験に応じた人材育成を推進します。
- 地域力を生かした取組や専門職による支援により、様々な教育課題の対応を図ります。
- ニーズに応じた教育環境の整備を推進します。
- 地域の人的・物的資源の活用や、関係機関との連携、情報発信により、学校教育の目指すところを社会と共有・連携しながら推進します。



市民

- (市民・地域)
 - 学校や地域からの情報をもとに、子どもを取り巻く諸課題に関心を持ち、解決のための学校支援を積極的に行います。
- (事業者等)
 - 学校と連携を図り、特別授業等において自らの専門性を教育の場に生かします。

施策	概要
①多様な教育ニーズへの対応	多様なニーズを有する子どもへの支援等により、子どもたちの個別最適な学びの機会を確保し、すべての子どもたちがそれぞれの多様性を認め合い、互いに高め合う協働的な学びの機会を確保します。
②教職員の指導力と学校経営の充実	学校における働き方改革を推進し、子どもと教職員のウェルビーイングの向上を図ります。また、各種研修講座の開催等により、教職員の指導力の向上を図るとともに、スクールソーシャルワーカーの配置等によりチーム学校の体制充実を図ります。さらに、コミュニティ・スクールを推進し、地域と連携した学校経営の充実を図ります。
③教育環境の充実	老朽化が進む小中学校の施設・設備の計画的な長寿命化等の改修・更新を図るとともに、非構造部材の耐震対策を含めた点検・修繕等の維持管理に努めます。また、1人1台端末の効果的な活用を図るとともに、校務DXを推進し、学校内における業務効率を向上させます。

	主要事業※2	
	名称	担当課
① 多様な教育ニーズへの対応	特別支援教育運営事業	児童生徒支援課
	外国人児童生徒教育支援事業	児童生徒支援課
	やまびこ教育相談室運営事業	教育研究所
② 教職員の指導力と学校経営の充実	コミュニティ・スクールくさつ推進事業	学校政策推進課
	スクール・サポート・スタッフ配置事業	学校教育課
	教職員研修事業	学校教育課
	学校問題サポートチーム運営事業	教育研究所
	講座開設事業	教育研究所
	スキルアップアドバイザー配置事業	教育研究所
③ 教育環境の充実	小学校大規模改修事業	教育総務課
	中学校大規模改修事業	教育総務課
	学校ICT推進事業	学校政策推進課
	校務情報化推進事業	学校政策推進課

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業（案）を参考としてお示ししています。

4 生涯学習・スポーツ

4-1 生涯学習の推進



4-2 スポーツの充実



【分野の計画】

- ・草津市教育振興基本計画(第4期)【予定】
(令和7年度～令和11年度/ 教育総務課)
- ・(仮称)草津市読書のまち推進計画【予定】
(令和7年度～令和11年度/ 生涯学習課)
- ・第2期草津市スポーツ推進計画
(令和3年度～令和7年度/ スポーツ推進課)
- ・(仮称)新志津運動公園整備基本計画【予定】
(令和6年度～/ スポーツ推進課)

生涯学習・スポーツ

基本方針

4-1 生涯学習の推進



概要

市民が生涯学習を通じて自己実現の機会を得られ、幸せや生きがいを感じながら心豊かな生活を送れるよう、学習情報の提供と学習機会の充実を図り、生涯学習を推進します。

指標

「生涯学習の推進」に満足している市民の割合(%)	R6	R7	R8	R9	R10
	24.0	24.5	25.0	25.5	26.0

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

学びを通じた“生きがいの発見”の機会づくりは、市民が生涯にわたって豊かで健康的な生活を送るうえでますます欠かせないものとなっています。

課題

多様な生涯学習ニーズに応えられるよう、生涯学習機会の充実を図りながら、市民の豊かで健康的な生活を支援する取組を進める必要があります。

私たちの役割



行政

- 生涯学習を支援するために、ボランティアとともに学習機会の提供・情報提供を図るとともに、誰もが本に親しむことのできる読書のまちの推進を図ります。
- 地域協働学校の推進により、地域文化や専門的な学びなどについて、大人と子どもが学び合い、協働する社会を目指します。



市民

(市民・地域)

- 学びを通じて様々な知恵や知識・教養を身につけ、心豊かな生活を実現します。
- 地域の学習活動に参画することにより、自らの学びを地域に還元し、子どもと大人の協働による学び合いを実現します。

(事業者等)

- 市が主催する講座や委託事業等において協賛や支援をします。
- より専門性の高い知識や技術を地域の学習活動に還元します。

施策	概要
①家庭・地域での学びの充実	学校等の学習活動を地域の大人が支えるとともに、地域人材等による学校教育および家庭教育の支援を進め、子どもと大人が共に学び育つまちづくりを推進します。 また、自ら考え、行動できる人材の育成に取り組むことを通し、地域の担い手づくり、持続可能な地域づくりを目指します。
②生涯学習機会の充実	大学等と連携した幅広い学習機会の提供や、学習ボランティアの育成・活用による学びの還元を図ることで、誰もが生涯にわたって学び、活躍できる環境づくりを進めます。 また、全世代・全市域における読書活動を推進するとともに、多種多様な図書資料の収集・提供を基盤とした図書館サービスの充実に努め、新たな利用者の拡大を行うことで、読書のまちづくりを推進します。

	主要事業※2	
	名称	担当課
① 家庭・地域での学びの充実	地域協働合校推進事業	生涯学習課
② 生涯学習機会の充実	社会教育推進事業	生涯学習課
	学習ボランティア推進事業	生涯学習課
	(仮称)草津市読書のまち推進事業	生涯学習課・図書館
	図書館運営事業	図書館
	南草津図書館運営事業	南草津図書館

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業（案）を参考としてお示ししています。

生涯学習・スポーツ

基本方針

4-2 スポーツの充実



概要

市民が心身ともに楽しく健康で、生きがいを持って生活を送れるよう、スポーツの充実や多様な価値の具現化に取り組み、スポーツ文化の醸成されたまちづくりを推進します。

指標

20歳以上の人の週1回30分以上のスポーツ実施率(%)	R6	R7	R8	R9	R10
	55.2	65.0	66.0	67.0	68.0

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

子どもから高齢者まで、市民一人ひとりがライフステージに応じた豊かなスポーツライフを楽しむことができるよう、スポーツ活動の推進に取り組んでいます。また、誰もがより快適にスポーツができるよう、社会体育施設等の整備や充実を図っています。

課題

市民のスポーツに対する関心や機運が高まっているなか、スポーツに関わる関係団体との連携・協力を強化しながらスポーツ活動の支援を行うとともに、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポを契機に、レガシーの創出と更なるスポーツの発展を目指す必要があります。

私たちの役割



行政

- スポーツ関係団体と連携しながら、「する」「みる」「支える」「知る」スポーツといった、市民のスポーツに対する多様な関わり方を促進するとともに、スポーツによるまちの活性化を進めます。
- わた SHIGA 輝く国スポ・障スポを開催し、大会の成果を未来へのレガシーとするため、産学公民総ぐるみで取り組みます。



市民

(市民・地域)

- 自分にあった関わり方でスポーツに親しみ、継続して行うことで自らの健幸づくりに努めます。
- スポーツを通じた市民相互の交流により、地域の活性化につなげます。

(事業者等)

- 市が主催するスポーツイベント、委託事業等において協賛や支援・援助をします。
- 専門性の高い知識や技術などのスポーツ資源を地域のスポーツ活動に還元します。

施策	概要
① スポーツ活動の推進	生涯スポーツや競技スポーツ、健康づくりなど、多様な市民のスポーツ活動を推進するため、スポーツ協会・体育振興会・総合型地域スポーツクラブ・スポーツ推進委員・大学・企業等との連携を図り、協働によるスポーツ推進体制を強化することで、各種事業を効率的・効果的に取り組みます。
② スポーツ環境の充実	社会体育施設等の計画的な整備や適正な維持管理を行い、誰もが快適にスポーツを楽しむことができる環境を整えます。また、指導者の育成やボランティア機会の充実を図り、スポーツを支える人材を育成することで、市民がスポーツに親しみやすい環境づくりに取り組みます。

	主要事業※2	
	名称	担当課
① スポーツ活動の推進	市民スポーツ大会開催費補助金事務	スポーツ推進課
	県民スポーツ大会等出場支援補助金事務	スポーツ推進課
	学校体育施設開放推進事業	スポーツ推進課
	国スポ・障スポ開催事業	国スポ・障スポ推進室
② スポーツ環境の充実	社会体育施設管理運営事業	スポーツ推進課
	(仮称)新志津運動公園整備事業	スポーツ推進課
	草津市立プール整備・運営事業	プール整備事業推進室
	弾正公園運営事業	公園緑地課
	野村公園運営事業	公園緑地課

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業(案)を参考としてお示ししています。

5 歴史・文化

5-1 文化財の保存と活用



5-2 文化・芸術の振興



【分野の計画】

- ・草津市教育振興基本計画(第4期)【予定】
(令和7年度～令和11年度/ 教育総務課)
- ・草津市文化振興計画
(平成30年度～令和9年度/ 生涯学習課)
- ・草津市歴史文化基本構想
(平成30年度策定/ 歴史文化財課)
- ・草津市文化財保存活用地域計画
(令和2年度～令和11年度/ 歴史文化財課)
- ・史跡芦浦観音寺跡保存活用計画
(平成30年度策定/ 歴史文化財課)
- ・史跡芦浦観音寺跡整備基本計画
(令和元年度～令和8年度/ 歴史文化財課)
- ・史跡草津宿本陣保存活用計画
(令和2年度～令和11年度/ 歴史文化財課)
- ・史跡草津宿本陣整備基本計画
(令和2年度～令和11年度/ 歴史文化財課)
- ・(仮称)草津市歴史資料館整備基本構想
(令和6年策定/ 歴史文化財課)

歴史・文化

基本方針 5-1 文化財の保存と活用



概要

貴重な文化財を後世に守り伝えるため、適切な保存を図るとともに、豊かな歴史文化の価値や魅力を活用するための施策の充実を図ります。

指標

「文化財の保存と活用」に満足している市民の割合(%)	R6	R7	R8	R9	R10
	26.7	27.0	27.3	27.6	27.9

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

埋蔵文化財の発掘調査や歴史資料などの文化財調査に基づき、地域の歴史を解明するとともに、地域の歴史文化を伝え次世代へつなぐ取組として、国指定史跡の適切な保存整備を進めています。

課題

地域で育まれた豊かな歴史文化の価値や魅力を明らかにし、市民の財産として保存・継承・活用するための取組を進める必要があります。

私たちの役割



行政

- 文化財の調査を進めるとともに、適切な保存・継承および活用するための普及啓発を推進します。
- 本市の歴史文化の中核となる国指定史跡の保存整備を進めます。
- 様々な人が自らの興味や関心に応じて、地域の歴史文化に親しむことができる機会を創出します。



市民

(市民・地域)

○地域の歴史資産を市民の貴重な財産として大切に保存し、将来へ継承します。

○歴史文化を地域学習の教材として活用します。

○文化財の調査・保存・継承に積極的に協力します。

(事業者等)

○開発事業者は、埋蔵文化財の取扱いについて事前に市と協議し、文化財の保護に協力します。

○大学等は、専門の立場から歴史文化の魅力を紹介します。

施策	概要
①文化財の保存の推進	貴重な歴史資産を次世代へ守り伝えるため、文化財調査を推進するとともに、国指定史跡の保存整備や文化財指定の推進、伝承者への支援など、積極的に保存・継承を進めます。
②歴史文化の活用の推進	文化財を活かしたまちづくりを推進し、市民のふるさと意識を高めるため、「草津市文化財保存活用地域計画」に基づき、史跡や民俗芸能、歴史的建造物など地域で育まれた豊かな歴史文化の価値や魅力を積極的に発信するとともに、地域の歴史文化に触れ、親しんでもらえる機会を創出します。

	主要事業※2	
	名称	担当課
① 文化財の保存の推進	埋蔵文化財発掘調査事業	歴史文化財課
	宅地開発等関連遺跡発掘調査事業	歴史文化財課
	史跡草津宿本陣整備事業	歴史文化財課
	史跡芦浦観音寺跡整備事業	歴史文化財課
	文化財保護助成事業	歴史文化財課
	歴史資料管理事業	歴史文化財課
② 歴史文化の活用の推進	文化財普及啓発事業	歴史文化財課
	史跡草津宿本陣管理事業	草津宿街道交流館
	草津宿街道交流館運営事業	草津宿街道交流館

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業（案）を参考としてお示ししています。

歴史・文化

基本方針

5-2 文化・芸術の振興



概要

文化の薫り高い“出会い”と“交流”に満ちた活力と魅力にあふれるまちを築くため、誰もが文化に触れることができる機会を充実させるとともに、都市の魅力としての文化の創造と発展に取り組み、文化・芸術の振興を図ります。

指標

文化・芸術の振興が図れている と思う市民の割合（％）	R6	R7	R8	R9	R10
	26.0	26.5	27.0	28.0	28.5

※1

※1）指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

市民の文化活動を支援するとともに、協働を基本とした文化事業に取り組んでいます。

課題

文化を通じた出会いや交流がまちづくりに生かせるよう、文化振興施策を総合的かつ計画的に実施する必要があります。また、文化施設を適切に維持管理し活用する必要があります。

私たちの役割



行政

- 部局間で連携して、文化振興施策を総合的・計画的に実施します。
- 様々な人が自らの興味や関心に応じて、文化に親しむことができる機会をつくりま
- す。
- 文化施設の適切な維持管理を通じて、文化・芸術活動の発表と文化を通じた出会いや交流の場をつくりま
- す。



市民

（市民・地域）

- 文化・芸術の担い手として自主的・主体的に活動を行います。
- 多様な文化・芸術を尊重し、分野や世代、**地域内や地域を超えた交流を深めます。**

（事業者等）

- 市民の文化・芸術活動の支援に努めます。
- 市民が文化に触れる機会を提供します。

施策	概要
①文化・芸術活動の推進	文化振興条例および計画に基づいて、多様な主体と連携し、地域の文化的資産を活用しながら各文化振興施策を展開し、市民の日々の創作活動の奨励と様々な発表・展示・鑑賞の機会と場の提供によって、より一層の文化・芸術の振興を図ります。 また、文化施設の適切な維持管理と活用を行います。

	主要事業※2	
	名称	担当課
① 文化・芸術活動の推進	市美術展覧会開催事業	生涯学習課
	市民文化芸術活動支援事業	生涯学習課
	俳句のまちづくり事業	生涯学習課
	文化ホール管理運営事業	生涯学習課

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業（案）を参考としてお示ししています。

基本目標2

「笑顔」 輝くまち

6 コミュニティ

- 6-1 市民自治の確立 / 6-2 基礎的コミュニティの活性化
- 6-3 市民公益活動の促進 / 6-4 多文化共生社会の構築

7 地域福祉

- 7-1 「地域力」のあるまちづくり
- 7-2 福祉の総合的な相談・支援の充実

8 健康

- 8-1 市民の健康づくり / 8-2 医療保険制度の適正運用

9 子ども・子育て・若者

- 9-1 安心して子どもを産み育てられる支援の充実
- 9-2 就学前から学童期までの子育て環境のさらなる充実
- 9-3 子ども・若者や親子がいきいき過ごせる場づくり
- 9-4 子ども・若者を支える環境づくり

10 長寿・介護

- 10-1 いきいきとした高齢社会の実現
- 10-2 あんしんできる高齢期の生活への支援

11 障害福祉

- 11-1 共に生きる社会の推進

6 コミュニティ

6-1 市民自治の確立



6-2 基礎的コミュニティの活性化



6-3 市民公益活動の促進



6-4 多文化共生社会の構築



【分野の計画】

・(仮称)第3次草津市協働のまちづくり推進計画【予定】

(令和7年度～令和11年度/まちづくり協働課)

・草津市多文化共生推進プラン

(令和3年度～令和7年度/まちづくり協働課)

コミュニティ

基本方針 6-1 市民自治の確立



概要

市民主体のまちづくりを進めるため、市民・各団体間の幅広い交流を促進することにより、様々な地域や世代の力を合わせるとともに、まちづくり活動の拠点となる施設の積極的な活用を促進します。

指標

市民主役のまちづくりが進んでいると思う市民の割合(%)	R6	R7	R8	R9	R10
	24.2	25.4	26.6	27.8	29.0

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

多様な世代や分野、主体等による様々なまちづくり活動が展開されています。

課題

まちづくり活動の拠点となる施設の活用を図りながら、各主体同士がつながりを持ち、連携を図ることにより、市民主体のまちづくりを進めていく必要があります。

私たちの役割



行政

- 市民が積極的に市政に関心を持って参画できるよう、**先進事例等の情報の共有を図るとともに、市民による主体的な活動への支援等を行います。**
- 多様な地域課題を解決するため、様々な制度や組織が効果的に活用されるよう、協働によるまちづくりを推進します。
- 地域まちづくりセンターや市民総合交流センター等のまちづくり活動の拠点の継続的な活用を促進します。



市民

(市民・地域)

○市民一人ひとりの学びや体験を通じ多様な世代や分野、主体等によるつながりを築きます。

○地域のニーズを把握し、地域の情報誌やSNS等を通じた情報発信により、市民の関心を高め、将来を見据えた市民主体の持続可能なまちづくりを計画的に進めます。

(事業者等)

○地域の一員として地域のまちづくり活動へ関心を持ち、主体的に関わるよう努めます。

○地域のまちづくり活動への参加や地域との連携強化に努めます。

施策	概要
①市民自治の確立のための活動支援と環境整備	市民や地域主体の組織の活動を支援するとともに、まちづくりの多様な主体間の連携を図り、協働を促進します。また、学びやにぎわい、交流を促進できるよう、市民ニーズに応じた拠点の活用を進めます。

	主要事業※2	
	名称	担当課
① 市民自治の確立のための活動支援と環境整備	まちづくり協議会推進事業	まちづくり協働課
	市民総合交流センター管理運営事業	まちづくり協働課
	地域まちづくりセンター管理運営事業	まちづくり協働課
	協働のまちづくり条例推進事業	まちづくり協働課

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業（案）を参考としてお示ししています。

コミュニティ

基本方針

6-2 基礎的コミュニティの活性化



概要

持続可能なまちづくりのため、基礎的コミュニティ(町内会や地縁に基づく各種団体)を中心とした顔の見える地域社会の形成を図ります。

指標

地域の組織やグループに加入している市民の割合(%)	R.6	R.7	R.8	R.9	R.10
	34.2	34.7	35.2	35.7	36.2

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

無関心や負担感などから、地域の活動に参加しない、あるいは基礎的コミュニティ(町内会や地縁に基づく各種団体)へ加入しないなど将来的なコミュニティの存続が危惧されます。

課題

地域活動への興味、関心を高め、参加を促すとともに、担い手確保や役員の負担軽減など、**長期的な視点に立った組織体制や事業の見直しを行う必要があります。**

私たちの役割



行政

- 基礎的コミュニティが今後も持続可能な活動を展開できるよう、コミュニティへの加入促進や活動の参加促進ならびに役員の負担軽減を図ります。
- 基礎的コミュニティの活性化を図るため、財政的な活動支援を行います。
- 地域における多様な手法や取組、様々な事象の情報提供に努めます。



市民

(市民・地域)

- コミュニティの伝統やノウハウを継承しながら、地域のつながりが維持されるような組織や運営のあり方について見直します。

- 地域の人材を生かし、地域に必要とされるコミュニティ活動の展開を図ります。

(事業者等)

- 町内会活動への積極的な貢献に努めます。

施策	概要
①基礎的コミュニティ活動の支援	住民の実態やニーズの把握に努め、地域の諸課題を地域とともに向き合いながら、解決できるよう支援を行います。

	主要事業※2	
	名称	担当課
①基礎的コミュニティ活動の支援	行政事務委託事務	まちづくり協働課
	コミュニティハウス整備補助事業	まちづくり協働課

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業（案）を参考としてお示ししています。

コミュニティ

基本方針

6-3 市民公益活動の促進



概要

市民公益活動や各地域のまちづくりを担う団体の活動を促進するため、中間支援組織である（公財）草津市コミュニティ事業団等と連携し、人や団体等のつながりや活動の広がりを支援します。

指標

市民公益活動団体等の数 (市民総合交流センター登録団体数)	R6	R7	R8	R9	R10
	120	120	120	120	120

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

ボランティア・各種団体等による市民公益活動が展開されていますが、高齢化に伴う担い手不足等により、活動を継続していくことが難しいと感じている団体も増えてきています。

課題

団体の活動場所や活動費の確保、担い手不足の解消、情報発信のための支援が必要です。また、既存の団体間の連携や、多様な主体同士が出会い、つながる機会を充実させる必要があります。

私たちの役割



- （公財）草津市コミュニティ事業団やまちづくりを担う様々な団体等と連携し、市民公益活動を促進します。
- 交流機会の充実により、市民や団体をはじめ、多様な人々をつなぐ役割を担っていきます。



（市民・地域）

- 市民公益活動団体、まちづくり協議会等の地縁組織、様々なコミュニティがともに協力し合いながら、まちづくりを進めます。

（事業者等）

- ボランティア活動やイベント等、市民公益活動の様々な場面で連携を進めます。
- 市民公益活動や地域活動への支援・協力等、地域の一員として社会貢献に努めます。

施策	概要
①市民公益活動の支援	ボランティアや各種団体等の公益活動を支援するため、中間支援組織である(公財)草津市コミュニティ事業団等と連携を図り、活動を支援する補助金制度の活用や、まちづくり講座、交流イベントを積極的に実施します。

	主要事業※2	
	名称	担当課
① 市民公益活動の支援	(公財)草津市コミュニティ事業団運営費補助事業	まちづくり協働課

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業(案)を参考としてお示ししています。

コミュニティ

基本方針

6-4 多文化共生社会の構築



概要

多様な人材が活躍でき、活気のあるまちづくりを進めるため、草津市国際交流協会等と連携し、国籍や民族などの異なる人々がお互いの違いを認め合い、共に支え合う多文化共生の推進に努めます。

指標

多文化共生に関する研修、交流会等の参加者数(人数)	R6	R7	R8	R9	R10
	2,650	2,700	2,750	2,800	2,850

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

外国人住民は依然として増加傾向にあり、外国人住民の多い地域では、徐々に多文化共生の地域づくりが広がりつつあります。

課題

特定技能の在留資格の拡大などにより、外国人住民はさらに増えていくことが予想されます。国籍などの違いにかかわらず、すべての人が、安心して幸せを感じられるまちづくりに取り組む必要があります。

私たちの役割



行政

○行政情報の多言語化ややさしい日本語の活用など、外国人住民にも伝わりやすい情報発信に努めます。

○日本人住民の国際理解や多文化共生に関する啓発を推進します。



市民

(市民・地域)

○お互いの違いを理解し、尊重しながら、あらゆる人が住みよい多文化共生の地域づくりを進めます。

(事業者等)

○文化的背景から生じる「違い」への理解と尊重に努めるとともに、提供するサービスに関する情報の多言語化を図るなど、多文化共生の推進に努めます。

施策	概要
①多文化共生の推進	国籍などの違いに関わらず、共に支え合い、誰もが安心して暮らせる多文化共生の地域づくりを進めるため、草津市国際交流協会と連携し、外国人住民のコミュニケーションや生活に関する分野の支援を行うとともに、日本人住民の国際理解の推進に努めます。

	主要事業※2	
	名称	担当課
① 多文化共生の推進	国際交流推進事業	まちづくり協働課

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業（案）を参考としてお示ししています。

7 地域福祉

7-1 「地域力」のあるまちづくり



7-2 福祉の総合的な相談・支援の充実



【分野の計画】

・第4期草津市地域福祉計画

(令和3年度～令和7年度/健康福祉政策課)

・草津市市営住宅長寿命化計画

(平成29年度～令和8年度/市営住宅課)

〔関連計画〕

・第4次草津市地域福祉活動計画

(令和4年度～令和8年度)〔(福)草津市社会福祉協議会〕

地域福祉

基本方針

7-1 「地域力」のあるまちづくり



概要

地域社会が抱える多様な問題や支援を求める人たちの声に住民自らが気づき、主体的に関係する組織や行政等と協働し、地域資源の有効活用を図りながら、問題解決に向けた方策や地域としての価値を創造していく力を高め、地域における多様な人々による助け合い・支え合いを推進します。

指標

「地域力」のあるまちづくりに満足している市民の割合(%)	R6	R7	R8	R9	R10
	22.6	23.3	24.0	24.7	25.4

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

少子高齢化や核家族化をはじめ、さまざまな社会構造の変化により、地域における人とのつながりや支え合いの基盤が弱まり、地域コミュニティの持つ「地域力」が低下しています。

課題

支援が必要な人を地域全体で支えるため、地域福祉の担い手の育成や支え合いのネットワークの強化を進め、「地域力」を高める必要があります。また、地域共生社会の実現に向けた地域住民同士による助け合い・支え合いのネットワークづくりには、関係者による幅広い連携の下で、地域の多様な主体が「我が事」として参画する必要があります。

私たちの役割



行政

- 中間支援組織である(福)草津市社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動を促進します。
- 地域生活の安心を支えるネットワークづくりの支援を行います。
- 助け合い・支え合いの心を醸成し、地域福祉ボランティア等の育成に努めます。
- まちづくり協議会、町内会、(福)草津市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉関係団体等の関係者への働きかけを通じて「地域力」を高める取組を推進します。



市民

(市民・地域)

- 地域福祉活動に積極的に参画します。
- 地域福祉を支える一員として活動します。
- 隣近所の大切さを再認識し、地域内のコミュニケーションを進めます。

(事業者等)

- 行政と協働し、福祉のまちづくりを推進します。
- 地域福祉活動における協働に努めます。

施策	概要
①地域福祉の担い手の育成と活躍の促進	中間支援組織である(福)草津市社会福祉協議会と連携し、福祉講座の実施や各種ボランティア活動への支援等を通じて、地域福祉の担い手の育成や地域で活動する人の輪を広げます。また、民生委員・児童委員等の福祉の担い手が活動しやすい環境を整えます。
②地域福祉を支えるネットワークづくり	各学区社会福祉協議会およびまちづくり協議会や町内会の活動等を中心に暮らしの問題を解決する住民主体の活動を広げ、地域で支えるネットワークづくりを促進するため、地域福祉関係者との連携により、「地域力」を高める取組を推進します。

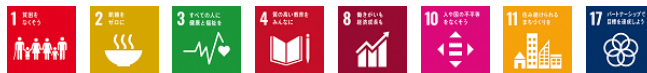
	主要事業※2	
	名称	担当課
①地域福祉の担い手の育成と活躍の促進	民生委員児童委員協議会活動補助事業	健康福祉政策課
	社会福祉協議会活動補助事業	健康福祉政策課
②地域福祉を支えるネットワークづくり	社会福祉関係団体補助事業	健康福祉政策課
	地域福祉計画推進事業	健康福祉政策課
	避難行動要支援者登録制度推進費	健康福祉政策課

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業(案)を参考としてお示ししています。

地域福祉

基本方針

7-2 福祉の総合的な相談・支援の充実



概要

複合的な生活課題を抱える人やひきこもり、生きづらさを感じている人・世帯に対して、生活課題の深刻化を防ぎ自立支援を推進するため、関係機関等と連携した総合的な相談・支援を行います。

指標

「福祉の総合的な相談・支援の充実」に満足している市民の割合 (%)	R6	R7	R8	R9	R10
	19.9	20.6	21.3	22.0	22.7

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

物価高騰など昨今の社会情勢の大きな変化や、生活上の課題の複雑化・複合化等によって、市民の生活の安定を確保することが困難な状況が生じています。

課題

課題を抱える人・世帯の把握に努め、各種社会保障制度や生活保護制度、生活困窮者自立支援事業、市営住宅の供給、就労支援や居場所の提供等の総合的な支援を行うとともに、多様で複合的な生活課題を抱えることや、制度の狭間で支援から取り残されることのないようにする必要があります。

私たちの役割



行政

- 健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立生活の確立に向けた援助を行います。
- 市民の生活安定への支援や居場所の情報提供など、(福)草津市社会福祉協議会等の関係機関や地域と連携するとともに、相談者に寄り添いながら自立に向けた相談・支援を行います。
- 複雑化・複合化したケースや制度の狭間に陥っている世帯への分野横断的な支援体制づくり(重層的支援体制整備事業)を推進します。
- 就職困難者等に対し、きめ細やかに就労相談を行います。
- 住まいにお困りの所得が少ない人に対し、市営住宅の供給を行います。



市民

（市民・地域）

○地域での支え合いや見守りにより、ひきこもりや不登校をはじめ生きづらさや社会的孤立を抱えている人等について、地域住民や多様な主体が「我が事」として参画する関係性づくりに努めます。

○様々な福祉課題に対して、支援機関や民生委員児童委員等への相談、各種支援制度を活用し、自立生活の確保に努めます。

○居場所を求める人に対して、地域から情報発信に努めます。

（事業者等）

○地域の雇用創出に努めます。

○単身高齢者や障害者など、住宅の確保が困難な人に対し、民間賃貸住宅への適切な入居に努めます。

施策	概要
① セーフティネットの充実	経済的な困窮等、市民の生活安定の危機に対し、福祉施策や年金、重層的支援体制整備事業による支援、生活保護制度の適用等を行います。また、働く意欲と能力のある人への就労支援や、住まいに困窮される人への市営住宅等の供給を行います。
② 福祉の総合相談窓口の充実	多様で複合的な生活課題を抱える人の相談をうけ、相談者に寄り添いながら共に課題を整理し、(福)草津市社会福祉協議会等の関係機関や地域と連携することで、 それぞれが世代や分野を超えて「丸ごと」つながる 総合的な相談・支援を行います。

	主要事業※2	
	名称	担当課
① セーフティネットの充実	生活保護費支給事務	生活支援課
	多機関協働等事業	人とくらしのサポートセンター
	国民年金事務	保険年金課
	市営住宅運営事業	市営住宅課
② 福祉の総合相談窓口の充実	生活困窮者自立支援事業	人とくらしのサポートセンター

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業（案）を参考としてお示ししています。

8 健康

8-1 市民の健康づくり



8-2 医療保険制度の適正運用



【分野の計画】

・第 3 次健康くさつ 21

(令和 6 年度～令和 17 年度/ 健康増進課)

・第 3 次草津市自殺対策行動計画

(令和 6 年度～令和 10 年度/ 健康増進課)

・第 2 期草津市国民健康保険保健事業推進計画

(第 3 期データヘルス計画および第 4 期特定健康診査等実施計画)

(令和 6 年度～令和 11 年度/ 保険年金課)

健康

基本方針

8-1 市民の健康づくり



概要

“誰もが健康で長生きできるまち草津～健康寿命の延伸と健康格差の縮小～”を実現するため、生活習慣の改善や生活習慣病の発症予防・重症化予防、感染症対策等、切れ目のない健康づくりに取り組むとともに、体とこころの健康を支え守るための社会づくりを推進します。

指標

「市民の健康づくり」に満足している市民の割合(%)	R6	R7	R8	R9	R10
	36.5	37.1	37.7	38.3	38.9

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

本市は、平均寿命・健康寿命ともに、全国や滋賀県よりも長い状況です。また、平均寿命と健康寿命の差は全国や滋賀県と比べて短い状況です。その一方で、がん検診や特定健診の受診率は県内他自治体と比べ、低い水準となっています。

課題

現在の心身の健康状態は、これまでの自らの生活習慣や社会環境等の影響を受ける可能性があることや、次世代の健康にも影響を及ぼす可能性があることから、ライフコースアプローチの視点を踏まえた健康づくりを社会全体で推進していく必要があります。また、健康づくりや感染症対策への関心をさらに高めるとともに、よりよい生活習慣の普及啓発や各種けん診受診率の向上への取組を推進し、生活習慣病の発症予防・重症化予防を進める必要があります。

私たちの役割



行政

- 誰もが健康づくりや生活習慣病等の予防に取り組める環境づくりと、積極的な啓発活動を行います。
- 心身の不調を抱えた人が相談しやすい環境づくりを行います。
- 健康推進員の育成や活動の充実に努めます。
- 感染症に対する正しい理解や予防に関する周知啓発を行います。
- 関係機関と連携し、予防接種や各種けん診が受けやすい体制づくりを行います。



(市民・地域)

- 誰もが健康づくりや生活習慣病予防への関心をさらに高め、一人ひとりが自分に適した生活習慣を身につけます。
- 学校や職場等身近な人への声かけや地域での見守りを通じて、心身の不調や生活の変化に気づくことができるよう行動します。
- 予防接種や各種けん診を受診します。
- 感染症について、正しい知識を身につけ適切に行動します。
- 健康推進員は、様々な世代を対象に健康づくりや健康増進の輪を拡げ、行政と地域のパイプ役として活動します。

(事業者等)

- 自らが持つ知識や技術等を活用し、市民の健康づくりを支援します。

施策	概要
①市民の健康づくり支援	市民一人ひとりの健康づくりを促進するため、事業者や地域団体等の様々な主体との連携を強化・拡大し、健康啓発や生活習慣の改善につながる取組を強化するとともに、地域の主体的な健康づくりの取組を支援します。また、誰もが心身の不調について「気づき」や「見守り」を行える環境づくりや、支援を必要とする方が適切に相談や支援を受けられる体制整備に取り組みます。
②疾病予防対策の強化	疾病の予防と早期発見のため、予防接種、各種けん診について、体制の充実や啓発方法の工夫による受診率向上や早期対応の勧奨に取り組むとともに、病気になっても患者や家族等が必要な支援を受けることができる環境づくりを行います。また、感染症について、正しい知識の普及と予防の啓発等に取り組みます。

	主要事業※2	
	名称	担当課
① 市民の健康づくり支援	地域保健活動事業	人とくらしのサポートセンター
	健康推進員活動事業	健康増進課
	自殺対策緊急強化事業	健康増進課
	食育推進事業	健康増進課
	健康啓発推進事業	健康増進課
② 疾病予防対策の強化	予防接種事業	健康増進課
	健康診査事業	健康増進課
	歯科保健指導事業	健康増進課

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業(案)を参考としてお示ししています。

健康

基本方針

8-2 医療保険制度の適正運用



概要

国民健康保険制度および後期高齢者医療制度について、国民健康保険の都道府県単位化や高齢化のさらなる進展を踏まえ、市民が安心して医療を利用できるよう安定運営を行うとともに、特定健康診査や特定保健指導等の保健事業を実施し、被保険者の健康寿命の延伸や医療費の適正化を図ります。また、社会的に弱い立場にある方に対する福祉医療助成を行い、医療にかかる経済的負担の軽減を図ります。

指標

「医療保険制度の適正運用」に満足している市民の割合(%)	R6	R7	R8	R9	R10
	33.7	34.9	36.1	37.3	38.5

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

国民健康保険制度および後期高齢者医療制度については、高齢化の進行や医療の高度化を背景に1人当たりの医療費が増加傾向にあるとともに、被保険者数については、国民健康保険制度では減少傾向、後期高齢者医療制度では増加傾向にあり、今後もこの傾向が続くことが見込まれます。

課題

将来を見据えて持続可能な医療制度となるよう、国民健康保険制度および後期高齢者医療制度の安定運営を図るとともに、特定健康診査や特定保健指導等の保健事業を実施し、被保険者の健康寿命の延伸や医療費の適正化を図っていく必要があります。

私たちの役割



行政

- 被保険者の資格管理や保険給付、保険税・保険料の賦課・収納を適切に行います。
- 医療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減します。
- 被用者保険と連携した集団けん診を実施するとともに、若年層も受診しやすい機会を創出するなど、特定健康診査やがん検診等の受診率向上を図ります。



市民

(市民・地域)

○健康診査や保健指導を積極的に活用するとともに、マイナポータル等で自身の保健医療情報や健康情報を確認するなど、自らの健康増進に努めます。

○医療保険制度を安定的に持続させるため、後発医薬品の利用や適正受診に努めます。

(事業者等)

○保健医療情報や健康情報を活用しながら、よりよい医療を提供します。

施策	概要
①国民健康保険制度の運用	持続可能な国民健康保険制度の運営を進めるため、国民健康保険財政の健全化、保険料負担と給付の公平化、特定健康診査・特定保健指導の実施等による健康の保持・増進と医療費の適正化を図るとともに、被保険者への啓発活動等、制度への理解促進に努めます。
②後期高齢者医療制度の運用	高齢者の誰もが、安心して健やかに暮らすことができる健全で円滑な医療制度の運営を進めるため、運営主体の滋賀県後期高齢者医療広域連合と連携し、被保険者への制度周知や健康診査等の保健事業による健康の保持・増進と医療費の適正化に努めます。
③福祉医療費の助成	社会的に弱い立場の方の経済的負担軽減を図るため、障害者等を対象に医療保険適用医療費の自己負担額の一部もしくは全部を助成します。

	主要事業※2	
	名称	担当課
① 国民健康保険制度の運用	特定保健指導事業	健康増進課
	レセプト管理事業	保険年金課
	医療費適正化特別対策事業	保険年金課
	特定健康診査事業	保険年金課
	人間ドック等助成事業	保険年金課
② 後期高齢者医療制度の運用	後期高齢者健康診査事業	保険年金課
	後期高齢者医療保険料徴収事務	保険年金課
③ 福祉医療費の助成	心身障害者福祉医療助成事業	保険年金課
	重度心身障害者老人等福祉医療助成事業	保険年金課

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業(案)を参考としてお示ししています。

9 子ども・子育て・若者

9-1 安心して子どもを産み育てられる支援の充実



9-2 就学前から学童期までの子育て環境のさらなる充実



9-3 子ども・若者や親子がいきいき過ごせる場づくり



9-4 子ども・若者を支える環境づくり



【分野の計画】

- ・(仮称)草津市こども計画【予定】
(令和 7 年度～令和 11 年度/ 子ども・若者政策課)
- ・草津市障害児福祉計画(第 3 期)
(令和 6 年度～令和 11 年度/ 発達支援センター)
- ・草津市教育振興基本計画(第 4 期)【予定】
(令和 7 年度～令和 11 年度/ 教育総務課)

子ども・子育て・若者

基本方針 9-1 安心して子どもを産み育てられる支援の充実



概要

安心して子どもを産み、子育てができるように、妊娠期から出産・子育て期の不安や悩みに寄り添い、支援が必要な方を早期に把握し、支援につなぐ伴走型相談支援を充実します。また、医療機関や子育て支援に関する団体との連携を図ることで、より安心して子育てのできる環境を整えるとともに、取組の認識が十分に図られるよう、市民への情報発信を行います。

指標

子育てしやすいと思う市民の割合(%)	R6	R7	R8	R9	R10
	85.8	86.4	87.0	87.6	88.2

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化、高齢出産の増加等により、孤立感や育児不安等を抱く妊婦・子育て家庭も増加しており、子育て家庭の抱える課題も多岐にわたっています。

課題

妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対応できるよう、地域の身近な場所で気軽に相談できる環境を整えるとともに、関係機関とのより緊密な連携強化を図ることで、支援を必要とする妊産婦、子育て家庭を早期に把握し、支援につなげていく必要があります。

私たちの役割



行政

- すべての妊婦や子育て家庭が、安心して妊娠・出産・子育てができるように、様々なニーズに応じた必要な支援につなぐ伴走型支援と経済的支援を一体的に実施します。
- 子どもと養育者の心身の状況および養育状況を把握し、養育者が子どもに適切な関わりができるよう相談支援や情報提供を行います。
- 民生委員・児童委員やまちづくり協議会等と連携し、子育て支援を必要とする家庭の地域への情報収集や、行政からの情報発信を行います。
- 子育て支援に関して訪問や家事支援サービス等の取組を市民に十分認識されるよう、周知に努めます。
- 新婚生活に向けた経済的支援を行うとともに、妊産婦の健康管理の充実と経済的負担軽減のため、妊産婦健康診査にかかる費用の助成を行います。



市民

(市民・地域)

- 子育て相談センター等の相談窓口や、「すこやか訪問」、「乳幼児健診」等の機会を利用し、不安や心配事を解消して、情報をうまく子育てに生かします。
- 妊産婦健診を望ましい時期に受診し、妊娠期から産後や乳幼児期の健康管理に努めます。
- 地域の子育ての現状を理解し、必要に応じた協力を行います。

(事業者等)

- 地域の子育て支援施設は、関係機関と連携し、地域における子育て相談の窓口として相談や情報提供を行います。

施策	概要
①結婚・妊娠・出産に向けた環境整備	妊娠届出時からすべての妊婦・子育て家庭に寄り添い、面談等を通じて相談に応じ、各家庭のニーズに応じた必要な支援につなぐとともに、新婚世帯や子育て世帯の負担軽減を図るため、経済的支援を一体的に実施します。また、妊産婦等の健康診査に要する費用の助成を実施することで、妊産婦の健康管理の充実および経済的負担の軽減を図ります。
②子どもの発育・発達に向けた子育て支援	すべての子どもが健やかに育つよう、病気等の予防・早期発見・早期対応に努めます。また、子育て家庭の負担軽減のための家事・育児を支援するヘルパー派遣や子どもの成長や発達に関して、養育者等が正しい知識を持ち、子どもと共に育つことで、不安や悩みを軽減し育児できるよう切れ目のない子育て支援の充実を図ります。

	主要事業※2	
	名称	担当課
①結婚・妊娠・出産に向けた環境整備	総合相談事業(衛生費)	子育て相談センター
	妊婦健診事業	子育て相談センター
	妊娠・出産包括支援事業	子育て相談センター
	出産・子育て応援事業	子育て相談センター
	結婚新生活支援事業	子ども・若者政策課
②子どもの発育・発達に向けた子育て支援	総合相談事業(民生費)	子育て相談センター
	乳幼児健診事業	子育て相談センター
	新生児訪問事業(すこやか訪問事業(1回目))	子育て相談センター
	育児等支援家庭訪問事業(すこやか訪問事業(2回目))	子育て相談センター
	草津っ子サポート事業	子ども家庭・若者課

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業(案)を参考としてお示ししています。

子ども・子育て・若者

基本方針

9-2 就学前から学童期までの子育て環境のさらなる充実



概要

就学前から学童期までの多様な教育・保育ニーズに対応できる子育て環境を確保し、子育て期の保護者が安心して仕事や子育てができるよう支援するとともに、子どもの健やかな成長を育むため、保育士等の人材の確保・育成を推進し、子どもの発達や特性に応じた教育・保育の質の向上を図ります。

指標

「就学前から学童期までの子育て環境の充実」に満足している市民の割合(%)	R6	R7	R8	R9	R10

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定します。この指標は第2期基本計画から新たに設定した指標であり、令和6年10月実施の市民意識調査により、目標値設定の参考となる数値を取得するため、現時点では空白としています。

現況

子育て世帯の転入や共働き世帯の増加と、就労形態の多様化により保育ニーズが高まり、就学前教育・保育施設や児童育成クラブの利用希望者数は増加を続けています。この状況は、就学前教育・保育ニーズでは0～2歳児の低年齢児でさらに顕著になっています。

課題

働き方が多様化する中、仕事と子育ての両立を支援するため、保育士等の人材を確保したうえで、就学前教育・保育施設や児童育成クラブの実施体制を充実させる必要があります。また、0～2歳児の未就園児も含め、全ての子ども・子育て家庭に対し適切な支援を行う必要があります。

私たちの役割



行政

- 教育・保育のニーズを踏まえながら、質の高い就学前教育・保育を提供します。
- 就学前教育・保育施設や児童育成クラブに通う全ての子どもが安心して保育を受けられる環境を確保するため、保育ニーズを満たす施設や保育士等の人材の確保に取り組みます。
- 人権に根ざした教育・保育を基本とし、質の高い就学前教育・保育の充実を図ります。
- 歴史、自然、文化など地域の特性を生かし、子どもが地域との関わりを通して学べるよう努めます。
- 子どもの育ちをつなぐため、就学前教育・保育施設、小学校、児童育成クラブの相互の連携を図ります。
- 安心して子どもを産み、子育てできるまちの実現のため、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。
- 多様な教育・保育ニーズを踏まえた子育て環境の充実に努めます。



市民

（市民・地域）

- 家庭は子どもの豊かな育ちの基盤となることから、子どもとのふれ合いや語らいを大切にし、基本的な生活習慣や社会的マナー等が身につけられるよう努めます。
- 子どもと日々向き合う子育て家庭を社会全体で支え、子どもの健やかな成長と子育て家庭の見守りに努めます。

（事業者等）

- 市民や地域、企業、関係団体、市等の多様な主体が連携・協力し、仕事と家庭の両立や様々な地域活動に取り組むことで、子育て家庭に寄り添った社会の形成に取り組めます。

施策	概要
①就学前教育・保育の量の確保と質の向上	児童数や教育・保育ニーズの変化に対応するため、安全・安心な保育環境や施設定員の確保と併せて、教育・保育を担う質の高い人材の安定的な確保・育成に取り組みます。また、子どもの豊かな育ちや学びを支えるため、長期的な視点に立ち、学校教育への円滑な接続を図りながら、教育・保育内容の充実に努めます。
②多様なニーズに対応する保育サービスの充実	子どもが安全で安心でき、健やかに育まれる放課後の活動場所として、児童育成クラブの充実と施設の整備を図ります。また、病気や病気回復期で、保護者の就労等により家庭保育が困難な場合に、病児保育室での保育を行います。

	主要事業※2	
	名称	担当課
① 就学前教育・保育の量の確保と質の向上	施設等利用給付事業(民生費・教育費)	幼児課
	保育所・認定こども園運営支援事業	幼児課
	認定こども園運営支援事業	幼児課
	保育所・認定こども園指導研修事業	幼児課
	認定こども園指導研修事業	幼児課
	保育士等確保対策事業(民生費・教育費)	幼児課
	家庭的保育事業	幼児課・幼児施設課
	小規模保育事業	幼児課・幼児施設課
	民間保育所運営補助事業	幼児施設課
	民間認定こども園運営補助事業	幼児施設課
	保育所・認定こども園管理運営事業(民生費)	幼児施設課
	認定こども園管理運営事業(教育費)	幼児施設課
	民間保育所委託費支給事業	幼児施設課
	民間認定こども園施設型給付費支給事業(民生費)	幼児施設課
	民間幼稚園・認定こども園運営事業(教育費)	幼児施設課
② 多様なニーズに対応する保育サービスの充実	児童育成クラブ運営事業	子ども・若者政策課
	病児・病後児保育運営事業	子ども・若者政策課

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業(案)を参考としてお示ししています。

子ども・子育て・若者

基本方針

9-3 子ども・若者や親子がいきいき過ごせる場づくり



概要

子育て家庭の育児不安等の解消を図るため、安全で安心できる場を提供し、親子の交流を図る中で相談業務の充実や子育て情報の提供などを行うことで、子育て家庭に対する育児支援を行います。また、子ども・若者が社会で生き抜く力を得るための多様な価値観に接することができる交流の機会を充実させることで、安全・安心にいきいきと過ごし、幸せな状態(ウェルビーイング)につながる場づくりに取り組みます。

指標

「子ども・若者や親子がいきいき 過ごせる場づくり」に満足してい る市民の割合(%)	R6	R7	R8	R9	R10

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定します。この指標は第2期基本計画から新たに設定した指標であり、令和6年10月実施の市民意識調査により、目標値設定の参考となる数値を取得するため、現時点では空白としています。

現況

子育て家庭の子育て支援センターや子育て支援拠点施設等の利用が増加しており、子どもの健やかな成長のために地域の親子の居場所へのニーズが高まっています。また、様々な困難や課題に対応できずにいる子ども・若者が増えており、ひきこもり等の問題が生じています。

課題

育児不安等の問題を抱える子育て家庭に対して、親子の交流や仲間づくり、子育て相談、子育て情報が入手できる居場所を提供する必要があります。また、子ども・若者が多様な価値観に出会い、自己形成のきっかけとなる機会を確保することや、社会的に自立した個人として成長できるよう、居場所を充実させる必要があります。

私たちの役割



行政

- 親子の交流や仲間づくり、子育て相談、情報提供ができる子育て拠点の充実を図り、様々な親子のニーズに対応します。
- 子育てに関する市民活動について、専門的なスタッフの派遣などによる活動や運営の支援、担い手の育成等の支援に取り組みます。
- 子育て支援の取組を市民に十分認識されるよう、周知に努めます。
- 親子の状況を把握し、孤立感や育児不安、悩みについて相談に応じ、関係機関と連携を図り、切れ目のない支援の充実を図ります。
- 子ども・若者の個性や能力に合わせて、多様な居場所の充実を図ります。



市民

（市民・地域）

- 親子の交流・仲間づくり、子育て相談を行い、親子でいきいき過ごせる居場所づくりを進めます。
- 子ども・若者が地域行事に参加しやすい環境を整え、地域における子ども・若者の居場所づくりを進めます。

（事業者等）

- 地域の子育て支援施設は、関係機関と連携し、地域における子育て相談の窓口として相談や情報提供を行います。
- 体験活動や社会活動の機会の提供、能力や適性に応じた職場環境の提供など、子ども・若者が自ら歩む力を育むための環境づくりを推進します。

施策	概要
① 子育て支援ネットワークの推進	JR草津駅前と南草津駅前の子育て支援拠点施設を中心とした子育て支援施設を通じて、子育て支援に関する様々な情報や、交流の場を提供するとともに、関係団体等のネットワークをさらに強化し、関係機関との連携を深めます。
② 子ども・若者が安心できる場づくり	社会生活を送るうえで様々な悩みを抱えている子どもや若者に対して、個性や能力に合わせた居場所を提供し、自己肯定感や自己有用感を高め、社会参加や自立に向けたステップを歩めるよう支援します。また、地域や団体と連携し、地域行事や体験活動、社会活動への参加を通じて、地域における子ども・若者の居場所の充実を図ります。

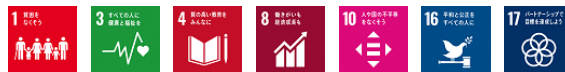
	主要事業※2	
	名称	担当課
① 子育て支援ネットワークの推進	児童館運営事業	子育て相談センター
	つどいの広場事業	子育て相談センター
	子育て支援センター運営事業	子育て相談センター
	子育て支援拠点施設運営事業	子育て相談センター
② 子ども・若者が安心できる場づくり	子ども・若者育成支援推進事業	子ども家庭・若者課

※2）主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業（案）を参考としてお示ししています。

子ども・子育て・若者

基本方針

9-4 子ども・若者を支える環境づくり



概要

すべての子ども・若者が自立した個人として、社会で生きる力を養い、健やかに成長できるよう、子ども・若者の生きる力の育成と地域とのつながりづくりを支援します。

また、安心して子育てができるよう、ひとり親家庭や経済的困窮家庭、発達支援が必要な子どものいる家庭への相談・支援の充実を図るとともに、児童虐待の防止、早期発見・早期対応に努めるほか、子育てに伴う経済的負担の軽減を図ります。

指標

「子ども・若者を支える環境づくり」に満足している市民の割合(%)

R6	R7	R8	R9	R10

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定します。この指標は第2期基本計画から新たに設定した指標であり、令和6年10月実施の市民意識調査により、目標値設定の参考となる数値を取得するため、現時点では空白としています。

現況

子ども・若者を取り巻く環境は変化し続けており、子育ての悩みがある家庭や、ひとり親家庭、経済的困窮家庭への支援の内容が多様化、複雑化しています。また、児童虐待など子育てに困難を抱える家庭が顕在化してきています。

課題

妊娠期から子ども・若者が社会自立に至るまで、包括的な支援を行い、支援につながりにくい子ども・若者や家庭に対しても、適切な支援に繋ぐことのできる環境づくりをすすめる必要があります。

私たちの役割



行政

- 子ども・若者の意見を聴いて、施策に反映するとともに、子ども・若者の生きる力を地域で育む環境づくりを進めます。
- 困難な状況にある子ども・若者や家庭を支えるため、教育や福祉などの様々な分野が連携し、切れ目のない支援を充実させます。
- 妊産婦、子育て家庭、子どもから若者まで、一体的に相談支援を行う体制づくりを進めます。
- 児童虐待防止の広報、啓発等に努めるとともに、相談窓口の普及を行います。
- ひとり親家庭や経済的困窮家庭、発達支援が必要な子どものいる家庭等に対し、各家庭の状況に応じた支援を行います。
- 子育ての経済的負担や不安を軽減します。
- 地域ぐるみの子育てを進めていくため、子育てに関する情報の地域への提供や地域との連携を積極的に行います。



（市民・地域）

- 保護者や家族、地域が協力して、見守り、ともに遊び学んで、愛情豊かに子どもの育ちを支えます。
- 子どもの人権と安全を守る意識を持ち、安全パトロールや見守り活動の取り組みに積極的に参加します。
- 保護者も地域でのかかわりの中で、子育てについて学びます。
- 児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに通告するとともに、常に子どもを虐待から守るために行動します。
- 子ども・若者の健やかな育ちを地域で見守り、支えます。

（事業者等）

- 家庭・地域・学校や関係機関等との連携を強化し、子ども・若者の健全育成を図ります。
- 仕事と子育てが両立できる職場環境づくりに取り組みます。
- 児童虐待防止等の活動に取り組みます。
- 子ども・子育て支援に積極的に協力します。

施策	概要
① 子ども・若者の健全育成の推進	子ども・若者が、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を生かすことができる環境を作るため、地域・学校・関係機関が連携し、子ども・若者の健全育成を進めます。また、相談業務や支援プログラムを実施し、非行からの立ち直りを支援します。
② 児童虐待の防止と早期発見・早期対応	児童虐待の防止、早期発見・早期対応に努めるとともに、子どもとその家族の安心できる生活のための支援として、必要な相談体制の充実や関係機関等との連携を進めます。
③ ひとり親家庭や経済的困窮家庭等への支援の充実	ひとり親家庭等の自立と生活の安定のため、相談体制や経済的支援、日常生活の支援等の充実を図ります。また、子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、将来の夢や目標の実現に向かっていけるよう、必要な支援を行います。
④ 発達障害児等への支援の充実	ライフステージを通して、医療、保育、教育、福祉、就労等の多様な関係機関と連携しながら、切れ目のない相談支援を進めます。また、発達に支援が必要な子どもに対して、早期に療育につなげるとともに、地域の教育・保育施設や児童発達支援事業所等が支援の充実を図ることができるよう児童発達支援センターの機能強化を推進します。
⑤ 子育てに伴う経済的負担の軽減	子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童手当の支給や乳幼児、小中学生・高校生等の医療費助成等を行います。

	主要事業※2	
	名称	担当課
① 子ども・若者の健全育成の推進	子ども・若者育成支援推進事業	子ども家庭・若者課
	少年センター管理運営事業	子ども家庭・若者課
	青少年育成活動事業	子ども家庭・若者課
② 児童虐待の防止と早期発見・早期対応	養育支援ヘルパー派遣事業	家庭児童相談室
	家庭児童相談指導事業	家庭児童相談室
③ ひとり親家庭や経済的困窮家庭等への支援の充実	児童扶養手当給付事業	子ども家庭・若者課
	母子生活支援施設入所事業	子ども家庭・若者課
	ひとり親家庭等支援事業	子ども家庭・若者課
	ひとり親家庭等就業支援事業	子ども家庭・若者課
	母子家庭福祉医療助成事業	保険年金課
④ 発達障害児等への支援の充実	発達支援センター運営事業	発達支援センター
	湖の子園運営事業	発達支援センター
⑤ 子育てに伴う経済的負担の軽減	児童手当および特例給付事業	子ども家庭・若者課
	乳幼児福祉医療助成事業	保険年金課
	小中学生・高校生等医療助成事業	保険年金課

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業（案）を参考としてお示ししています。

10 長寿・介護

10-1 いきいきとした高齢社会の実現



10-2 あんしんできる高齢期の生活への支援



【分野の計画】

・草津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

【草津あんしんいきいきプラン第9期計画】

(令和6年度～令和8年度/ 長寿いきがい課・介護保険課)

・草津市認知症施策アクション・プラン【第4期計画】

(令和6年度～令和8年度/ 長寿いきがい課・介護保険課)

長寿・介護

基本方針

10-1 いきいきとした高齢社会の実現



概要

いきいきと活躍できる高齢社会の実現のため、健康寿命の延伸に向け、高齢期の健康づくりや介護予防の取組を推進するとともに、就労やボランティア活動、コミュニティ活動など高齢者の社会参加を促進する取組を進めます。

指標

「いきいきとした高齢社会の実現」に満足している市民の割合 (%)	R6	R7	R8	R9	R10
	24.7	25.1	25.5	25.9	26.3

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

地域で住民が自主的に介護予防に取り組むことができるよう活動を支援するとともに、高齢期の健康づくりや介護予防、社会の担い手として活躍できる場の提供など高齢者の社会参加の促進に取り組んでいます。

課題

介護予防活動に取り組む高齢者の増加に向けて、介護予防の必要性について啓発を進めるとともに、高齢期の健康づくりや介護予防に向けた取組が継続できるよう、新たな活動の担い手育成、高齢者が持つ知識や経験・技能を生かした社会参加ができる機会を充実させる必要があります。

私たちの役割



行政

- 地域での活動に参加したいと思えるような機会の提供や魅力の発信等に努めます。
- 介護予防のための情報提供や、活動グループへの支援を行い、支え合いの中で介護予防に取り組む地域づくりを推進します。
- (福)草津市社会福祉協議会と連携し、地域サロン活動を支援します。
- 老人クラブ等の活動を支援します。
- 高齢期の健康づくりや介護予防に向けた取組が継続できるよう新たな活動の担い手育成を推進します。



(市民・地域)

○住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送るために、「自らの健康は自らでつくる」という意識を持ち、健康の保持増進および介護予防に取り組みます。

○高齢期においても、自らの生きがいがいづくりに向けて、地域活動やボランティア活動等に可能な範囲で主体的に取り組みます。

(事業者等)

○意欲ある高齢者の雇用に努めます。

施策	概要
①高齢者の生きがいがづくり・社会参加の促進	生きがいがづくりや健康の保持増進のため、就労やボランティア活動等への社会参加による交流の促進、活躍の場づくりの充実等に努めます。
②高齢者の健康づくり・介護予防の推進	要支援・要介護状態になることを予防し、日常生活の活動を高めることで、生きがいのある生活を送ることができるよう、介護予防の知識普及や地域での介護予防事業の展開等に努めます。

	主要事業※2	
	名称	担当課
①高齢者の生きがいがづくり・社会参加の促進	シルバー人材センター運営・活動事業	商工観光労政課
	ロクハ荘管理運営事業	長寿いきがい課
	なごみの郷管理運営事業	長寿いきがい課
②高齢者の健康づくり・介護予防の推進	介護予防普及啓発事業	長寿いきがい課
	地域介護予防活動支援事業	長寿いきがい課
	高齢者フレイル予防事業	長寿いきがい課
	地域サロン推進事業	長寿いきがい課

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業（案）を参考としてお示ししています。

長寿・介護

基本方針

10-2 あんしんできる高齢期の生活への支援



概要

高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けられるよう、介護サービスの充実や医療と介護の切れ目ない提供体制の構築、地域での支え合いの体制づくりに取り組みます。また、認知症の人や家族が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

指標

「あんしんできる高齢期の生活への支援」に満足している市民の割合(%)	R6	R7	R8	R9	R10
	21.1	21.9	22.7	23.5	24.3

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

誰もが安心して住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らし続けることができるよう、介護サービスの充実とともに、地域で支え合える仕組みづくりを進めています。また、高齢化の進展に伴い、福祉や介護の支援ニーズ等が多様化している一方で、コミュニティ機能の低下、介護の担い手が減少傾向にあります。

課題

将来にわたる介護保険制度の持続性を確保するために、介護人材の定着や確保に向けた支援を行い、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制づくり(地域包括ケアシステム)を推進し、介護予防や支え合いの体制づくり、認知症施策への取組を一層進める必要があります。

私たちの役割



行政

- 地域の関係者や(福)草津市社会福祉協議会、地域包括支援センター等を交えて、地域課題を共有し、課題解決に向けた取組を地域とともに進めます。
- 介護・福祉サービスの充実を図ります。
- 相談窓口である地域包括支援センターの周知を図るとともに、他の相談窓口との連携を推進します。
- 認知症があっても安心して生活できるまちづくりを進めます。
- 多様な主体とともに、介護予防・生活支援につながる活動やサービスの充実を促す体制づくりを進めます。



市民

（市民・地域）

○介護が必要となった場合でも、適切なサービスを利用して、有する能力を生かし意欲的に生活を続けます。

○高齢期にある人が、家庭や地域で役割や居場所があり、生きがいを持って生活できるよう、お互いに見守り支え合います。

（事業者等）

○地域包括ケアシステムのさらなる深化と推進に向け、多職種が相互に役割を発揮し、切れ目のない医療・介護のサービスを提供します。

○在宅生活を支えるサービスの充実および質の向上や、介護人材の育成・確保に向けた取組を進めます。

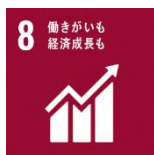
施策	概要
①地域包括ケアシステムの深化・推進	助け合い・支え合う地域づくりを推進するとともに、医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療と介護が連携して、在宅生活を支援するサービスを一体的に提供できる体制を整えます。
②認知症施策の推進	認知症の人もその家族も安心して生活できるまちの実現に向けて、認知症に関する正しい知識と理解の普及・啓発を推進し、認知症を「我が事」ととらえ、声かけ・見守りなど地域での関係づくりを進めることで、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。
③介護サービスの充実	要支援・要介護の状態にあっても、誰もがその人らしく豊かな高齢期を過ごすことができるよう、介護サービスの適正水準の維持・向上を図ります。また、介護人材の定着や確保に向けた取組を進めます。
④介護保険制度の適正運用	介護保険制度等の理解促進と利用支援、要介護認定、ケアマネジメント、事業者のサービス提供体制および介護報酬請求においてチェック体制を整備し、適正化の取組を進めます。

	主要事業※2	
	名称	担当課
① 地域包括ケアシステムの深化・推進	生活支援体制整備事業	人とくらしのサポートセンター
	生活支援体制整備事業	長寿いきがい課
	在宅医療・介護連携推進事業	長寿いきがい課
	高齢者総合相談・支援事業	長寿いきがい課
	地域ケア会議推進事業	長寿いきがい課
② 認知症施策の推進	認知症総合支援事業	長寿いきがい課
	認知症施策推進事業	長寿いきがい課
	権利擁護事業	長寿いきがい課
	高齢者成年後見制度利用支援事業(特別会計)	長寿いきがい課
③ 介護サービスの充実	居宅介護サービス給付事業	介護保険課
	地域密着型介護サービス給付事業	介護保険課
	施設介護サービス給付事業	介護保険課
	介護・福祉人材確保定着支援事業	介護保険課
④ 介護保険制度の適正運用	介護保険制度啓発普及事業	介護保険課
	介護認定事務	介護保険課
	介護給付費等適正化事業	介護保険課

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業(案)を参考としてお示ししています。

1 1 障害福祉

11-1 共に生きる社会の推進



【分野の計画】

- ・第 3 次草津市障害者計画
(令和 6 年度～令和 11 年度/ 障害福祉課)
- ・第 7 期草津市障害福祉計画
(令和 6 年度～令和 11 年度/ 障害福祉課)

障害福祉

基本方針

11-1 共に生きる社会の推進



概要

障害のある人もない人もお互いに尊重し、安心して暮らすことのできるまちを実現するため、障害福祉サービス基盤の充実や社会参加の環境整備とともに、障害と障害のある人への理解促進を図ります。

指標

「共に生きる社会の推進」に満足している市民の割合(%)	R6	R7	R8	R9	R10
	17.0	19.0	21.0	23.0	25.0

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

障害のある人が地域に居住し、日常生活や社会生活を営むことができるよう支援の充実を図っています。

課題

障害福祉サービスの充実や社会参加できる環境づくりの推進、障害と障害のある人へのさらなる理解促進により、誰もが互いを尊重し安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。

私たちの役割



行政

- 生活支援のためのサービス充実と適切なケアマネジメントによるサービス提供に努めるとともに、生活の場の整備促進や事業所間の連携強化を図り、地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。
- 障害のある人が社会参加できる環境を整え、個々の能力を発揮できる機会づくりに努めます。
- ふれあい・交流の場づくりに努めるとともに、様々な機会を利用して、障害と障害のある人についての理解の促進に努めます。



市民

（市民・地域）

- 自らの意思に基づいて、自己実現と社会参画のため積極的に行動します。
- 障害のある人の社会参加をサポートするボランティア活動等に参加します。
- ふれあい・交流の機会に積極的に参加し、バリアフリーやノーマライゼーションの意識を高めます。

（事業者等）

- 障害のある人の雇用を促進し、個性と能力を生かした就労を継続的にサポートするとともに、働きやすい職場環境の整備を進めます。
- 家族へのサポート・相談の充実を図ります。
- 地域とのふれあい、交流の機会をつくります。
- 障害者福祉事業を営む事業者はニーズに即したサービス量の確保と、サービスの質の確保、向上を図ります。

施策	概要
①障害のある人の暮らしを支えるサービス基盤の充実	障害のある人のいのちと健康を守り、安心して日常生活が送れるようにするため、保健・医療・福祉等の関係機関の連携に努めるとともに、日常生活支援等の充実や細やかな相談支援を通じた障害福祉サービスの提供や施設整備の支援を行い、暮らしを支える基盤の充実と安定を図ります。
②障害のある人の社会参加の促進	ともに育ち、学び、遊び、輝けるような暮らしやすい社会づくりを進めるため、就労支援や外出支援、コミュニケーション支援等の充実を図ります。
③障害と障害のある人への理解促進と尊厳の保持	すべての人権が守られ、一人ひとりの尊厳が保たれるようにするため、障害者福祉センターを核とした多様なふれあい・交流や知識普及と意識啓発により、障害と障害のある人についての理解促進を図るとともに、 成年後見制度の利用支援 や虐待防止対策事業の推進等に努めます。

	主要事業※2	
	名称	担当課
①障害のある人の暮らしを支えるサービス基盤の充実	居宅介護事業	障害福祉課
	生活介護事業	障害福祉課
	サービス利用計画事業	障害福祉課
②障害のある人の社会参加の促進	就労継続支援事業	障害福祉課
	移動支援事業	障害福祉課
	コミュニケーション支援事業	障害福祉課
③障害と障害のある人への理解促進と尊厳の保持	障害者福祉センター管理運営事業	障害福祉課
	成年後見制度利用支援事業	障害福祉課
	障害者虐待防止対策支援事業	障害福祉課

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業（案）を参考としてお示ししています。

基本目標3 「暮らし」 支えるまち

12 防災

- 12-1 自助・共助による防災対策の充実
- 12-2 災害に強いまちづくり / 12-3 治水対策の推進

13 生活安心・防犯

- 13-1 暮らしの安心の確保 / 13-2 犯罪のないまちづくり

14 環境

- 14-1 良好な環境の保全と創出
- 14-2 脱炭素社会への転換
- 14-3 資源循環型社会の構築

15 交通

- 15-1 公共交通ネットワークの構築
- 15-2 交通安全対策の推進

16 道路

- 16-1 安全・安心な道路の整備

17 上下水道

- 17-1 水の安定供給 / 17-2 下水道の安定運営

12 防災

12-1 自助・共助による防災対策の充実



12-2 災害に強いまちづくり



12-3 治水対策の推進



【分野の計画】

- ・草津市国土強靱化地域計画
(令和 7 年度～令和 11 年度/ 危機管理課)
- ・草津市地域防災計画[震災対策編・風水害等対策編]
(令和 5 年度～/ 危機管理課)
- ・草津市地域防災計画[原子力災害対策編]
(平成 28 年度～/ 危機管理課)
- ・草津市地域防災計画[大規模事故災害対策編]
(平成 23 年度～/ 危機管理課)
- ・草津市国民保護計画
(令和6年度～/ 危機管理課)
- ・草津市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画
(令和5年度～/ 危機管理課)
- ・草津市既存建築物耐震改修促進計画第 2 期
(平成 28 年度～令和 7 年度/ 建築政策課)
- ・草津市下水道事業第 9 期経営計画(経営戦略)
(令和 4 年度～令和 15 年度/ 河川課)

防災

基本方針

12-1 自助・共助による防災対策の充実



概要

自助・共助による防災対策の充実を図るため、市民の防災意識の高揚と自主防災体制の確立を図るとともに、住宅耐震化の促進や適切な避難行動の周知等を進めます。また、町内会、マンション等の自主防災組織の防災対策を進めます。

指標

「自助・共助による防災対策の充実」に 満足している市民の割合(%)	R6	R7	R8	R9	R10
	18.0	18.5	19.0	19.5	20.0

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

地震、風水害等の災害に対して、市民が互いに備える関係づくりを強化し、必要な仕組みを充実させてきています。また、マンションにおける防災対策のニーズが高まっています。

課題

市民の防災意識のさらなる高揚と、自助・共助のもとでの防災・減災対策を一層強化する必要があります。また、自主防災組織が設立されていない町内会や町内会が設立されていないマンションに対して、防災組織の設立を促進する必要があります。

私たちの役割



行政

- 市民・自主防災組織での自助・共助の取組を支援します。
- 市民・自主防災組織の防災意識の高揚につながるよう、平時から啓発活動を進めます。
- 地震や気象変動による大規模な風水害等の災害から市民を守るため、事前の周知、避難方法等を平時から啓発します。
- 避難所運営マニュアルの策定および運用を進めます。
- 町内会、マンション等の自主防災組織の取組を支援します。



市民

(市民・地域)

- 防災備蓄や住宅の耐震補強など、**家庭等**での防災対策を進めます。
- 自主防災組織を結成し、災害に強い地域づくりを進めます。
- 平時からハザードマップ、地区防災計画、学区・地区別の防災マップを確認し、**家庭内で**あらかじめ避難所・避難経路の話し合いを進めます。
- 共助の基本姿勢として、災害発生時において、**可能な範囲で**、ボランティア活動への協力等に努めます。

(事業者等)

- 事業者等での防災組織の設置等に努めます。
- 災害発生時のボランティア活動への協力等に努めます。

施策	概要
①自主防災体制の確立と市民意識の高揚	自主防災組織の育成等を進め、防災訓練や地域協働での防災教育、また、住宅耐震化の支援等を進めます。また、災害時において支援を必要とされる 避難行動要支援者 の支援体制を事前に決定するなど、地域と一体となって防災対策を進めます。

	主要事業※2	
	名称	担当課
①自主防災体制の確立と市民意識の高揚	自主防災組織育成事業	危機管理課

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業（案）を参考としてお示ししています。

防災

基本方針

12-2 災害に強いまちづくり



概要

災害に強いまちづくりを進めるため、防災備蓄の整備等、消防・防災の体制や、危機管理の体制の充実を図ります。

指標

「災害に強いまちづくり」に満足している市民の割合(%)	R6	R7	R8	R9	R10
	18.0	19.0	20.0	21.0	22.0

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

まちづくりの基本として市民生活の安心を守っていくため、地震や火事、風水害等の災害に対するまちの備えを強化させてきています。

課題

市民生活の安心を守るため、消防・防災体制の強化を図る必要があります。

私たちの役割



行政

- 消防団への入団の促進を図ります。
- 防災備蓄の整備を進め、防災体制の強化を図ります。
- 災害時における受援計画等の見直し等を図ります。
- 他都市や民間企業との防災協定により相互協力体制を構築します。
- 地域訓練・防災学習会の開催を積極的に行います。



市民

(市民・地域)

- 消防団への入団や、協力を通じて地域防災力を高めます。
- 防災訓練や防災体制を構築し、災害に強いまちづくりを進めます。
- 平時から地域の訓練、防災学習を通して、情報収集、避難方法等を学び、災害から身を守るための備えを進めます。

(事業者等)

- 消防団活動への積極的な参加に努めます。
- 防災協定等により災害発生時における市との協力体制(物的・人的・技術的支援)を構築します。

○事業継続計画(BCP)の策定や見直しを進めます。

施策	概要
①消防体制・基盤の充実	消防・防災体制に係る人的資源の充実を図るとともに、消防団装備品の整備を進める等、迅速・確実な消防活動の確保に努めます。
②地域防災体制・基盤の強化	災害時に即応できる防災体制と情報伝達体制等を強化させるほか、計画的な備蓄確保や地域ごとの防災拠点の整備等に努めます。

施策	主要事業※2	
	名称	担当課
① 消防体制・基盤の充実	湖南広域行政組合負担金事務(消防費)	危機管理課
	消防団活動事業	危機管理課
② 地域防災体制・基盤の強化	防災対策事業	危機管理課
	水防訓練事業	河川課
	大雨警報警戒体制事業	河川課

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業(案)を参考としてお示ししています。

防災

基本方針

12-3 治水対策の推進



概要

浸水被害の未然防止・軽減のため、河川・排水路・公共下水道雨水幹線の整備を進めるとともに適切な維持管理を行い、治水対策を推進します。

指標

「治水対策の推進」に満足している市民の割合(%)	R6	R7	R8	R9	R10
	22.5	22.8	23.3	23.7	24.0

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

排水能力が不足している河川・排水路等が、市内に一定あることから、大雨時に河川等の氾濫が危惧されます。また、近年の気候変動の影響により頻発・激甚化する水害等に対し、河川流域全体で水害を軽減させる治水対策である流域治水を国や県が推進しています。

課題

雨水排除に重要となる一級河川整備の遅れが雨水整備計画の支障となっており、雨水幹線も道路地下の埋設や用地買収等に多額の費用や期間を要することから、整備率が向上しない要因となっています。

私たちの役割



行政

- 国および県の情報、ならびに市民等からの意見や要望を反映し、計画的に事業実施を図ります。
- 河川・排水路・雨水幹線の適切な維持管理および今後の持続可能な管理手法についての検討を行います。
- 一級河川未整備区間の早期整備や適切な維持管理の実施に向け、管理者である県への要望活動に取り組みます。



市民

(市民・地域)

- 地域ぐるみで河川等の除草や清掃などの活動(河川愛護活動等)に自主的に取り組みます。

施策	概要
①河川・排水路の整備	雨水排水能力の向上と浸水の防除を図るため、河川・排水路の整備や適切な維持管理を行うとともに、一級河川の早期整備や適切な維持管理の実施に向け、管理者である県へ要望活動に取り組みます。
②公共下水道雨水幹線の整備	大雨による市街地の浸水被害の未然防止・軽減を図るため、雨水幹線の整備や適切な維持管理を行います。

	主要事業※2	
	名称	担当課
① 河川・排水路の整備	河川改修事業	河川課
	河川維持補修事業	河川課
② 公共下水道雨水幹線の整備	雨水管渠等維持管理事業	河川課
	雨水管渠整備事業	河川課

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業（案）を参考としてお示ししています。

1 3 生活安心・防犯

13-1 暮らしの安心の確保



13-2 犯罪のないまちづくり



生活安心・防犯

基本方針 13-1 暮らしの安心の確保



概要

暮らしの安心の確保のため、市民生活の様々な不安や悩みを受け止めるとともに、生活衛生の向上のための各種の取組を行います。

指標

「暮らしの安心の確保」に満足している市民の割合(%)	R6	R7	R8	R9	R10
	20.0	20.3	20.6	20.9	21.2

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

複雑多様化する市民相談をはじめ、年代を問わず、副業や投資など高額収入をうたった特殊詐欺やインターネットを介した悪質商法などの消費者トラブルが後を絶ちません。また、高齢化の進行に伴い、火葬需要の増加を見込んでいます。

課題

複雑多様化する相談に対応するために、関係機関との連携を図りながら、情報の収集と提供、自立した消費者育成のための消費者教育や啓発を推進する必要があります。また、生活衛生を確保しながら、増加する火葬需要に対応する必要があります。

私たちの役割



行政

- 複雑多様化する相談に対応できるよう相談体制を充実し、相談内容に応じて、国・県や関係機関および専門家との連携を図ります。
- 消費者トラブル等を未然に防止するため、情報の収集と提供を行います。
- 消費者団体の育成や支援を行い、子どもから高齢者までそれぞれの年代に合わせた効果的な消費者教育・啓発等に努めます。
- 火葬需要に対応するため、広域連携による新たな施設の整備に取り組みます。



市民

(市民・地域)

- 複雑多様化する日常生活の様々な課題に対応できるように、市や関係機関から発信される情報を収集・共有し、必要な知恵と知識を身につけて、トラブルの未然に防止に努めます。
- 市民相談室等の相談機関に相談する等により、生活上の不安や心配事の解消に努めます。

(事業者等)

- 消費者問題等の解決に向けた取組を図ります。
- 国・県や関係機関および専門家と連携して、消費生活等に関する情報の共有を図ります。

施策	概要
①市民相談業務の充実	相談員の資質向上や相談体制の充実に努め、相談を受けた市民の生活上の不安や問題の早期解決を図ります。
②消費者の自立支援・消費者教育の推進と消費者団体の育成	消費生活に関する相談や出前講座を行い、消費者がトラブルに巻き込まれないように教育や啓発に努めるとともに、消費者団体の育成や支援を行います。
③生活衛生の向上と栗東市との広域連携による火葬体制の確立	生活衛生の向上のため、畜犬登録・狂犬病予防注射の実施、火葬場や市営墓地の適正管理等とともに、栗東市との広域連携による新たな火葬施設の整備に向けた取組を進めます。

	主要事業※2	
	名称	担当課
①市民相談業務の充実	市民相談室運営事業	生活安心課
②消費者の自立支援・消費者教育の推進と消費者団体の育成	消費者教育推進事業	生活安心課
	消費生活相談啓発事業	生活安心課
③生活衛生の向上と栗東市との広域連携による火葬体制の確立	畜犬対策事業	生活安心課
	火葬場管理運営事業	生活安心課
	市営墓地管理事業	生活安心課
	草津栗東行政事務組合負担金事務	生活安心課

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業(案)を参考としてお示ししています。

生活安心・防犯

基本方針

13-2 犯罪のないまちづくり



概要

犯罪のないまちづくりを進めるため、犯罪が発生しにくい環境を整える取組として、地域防犯活動の展開を充実させながら市民の防犯意識の高揚を図ります。

指標

「犯罪のないまちづくり」に満足している市民の割合(%)	R6	R7	R8	R9	R10
	27.3	27.5	27.7	27.9	28.1

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

市民一人ひとりの防犯意識と、地域コミュニティの醸成による犯罪抑止力の向上を図ること、犯罪のないまちづくりを進めています。

課題

警察、市民関係団体等が連携を図り、市民の防犯意識の一層の向上と地域防犯活動の展開、また、不安箇所の解消等によって犯罪を未然に防ぐまちづくりをさらに進める必要があります。

私たちの役割



行政

- 防犯灯、防犯カメラ等の防犯設備の設置、維持管理を行います。
- 警察、関係機関との連携による防犯活動を展開します。
- 市民への防犯情報の提供等に努めます。
- 市民の防犯意識向上のための啓発活動等を実施します。



市民

(市民・地域)

- 一人ひとりが「自分の身は自分で守る」という防犯意識を持ちます。
- 家庭や地域でルールやモラルを再確認し、規範意識を高めます。
- 町内会、学区等で地域防犯活動の実施や参加・協力をするとともに、町内会で防犯灯、防犯カメラ等の防犯設備の設置に取り組みます。

(事業者等)

- 店舗等における青少年健全育成の取組や防犯用品の販売等を行います。
- 社会貢献として防犯活動に参加・協力します。

施策	概要
①自主防犯活動の展開	街頭啓発の実施や防犯ボランティア団体等への活動支援等を通じて市民の防犯意識の高揚につなげ、警察や県と連携を図りながら、犯罪抑止に努めます。
②防犯設備の維持・整備	長寿命を考慮したLED防犯灯の設置、また、防犯設備の設置促進等により、犯罪を未然に防ぐまちづくりを進めます。

	主要事業※2	
	名称	担当課
① 自主防犯活動の展開	防犯対策事業	危機管理課
② 防犯設備の維持・整備	防犯灯維持管理事業	危機管理課
	防犯カメラ維持管理事業	危機管理課

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業（案）を参考としてお示ししています。

14 環境

14-1 良好な環境の保全と創出



14-2 脱炭素社会への転換



14-3 資源循環型社会の構築



【分野の計画】

- ・第3次草津市環境基本計画
(令和3年度～令和14年度/環境政策課)
- ・第3次草津市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
(令和4年度～令和14年度/資源循環推進課)
- ・第5次草津市地球冷やしたいプロジェクト(草津市地球温暖化対策実行計画)
(令和7年度～令和12年度/温暖化対策室)
- ・草津市地球温暖化対策実行計画事務事業編
(令和4年度～令和12年度/温暖化対策室)

環境

基本方針

14-1 良好な環境の保全と創出



概要

環境施策の多面的な広がりやつながりを推進するため、今ある地域資源を保全・活用し、環境の側面だけでなく、環境・経済・社会の統合的な向上を図りながら、自然環境の保全や公害対策等の施策を多様な主体と協働で推進します。また、環境について学び・活動する地域社会づくりを進めます。

指標

「良好な環境の保全と創出」に満足している市民の割合(%)	R6	R7	R8	R9	R10
	18.6	19.2	19.8	20.4	21.0

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

都市化の進展による自然環境の消失が進み、騒音・悪臭等の生活に密着した苦情が増加する傾向にあります。また、各地域において、教育機関・団体等による環境学習が展開されています。

課題

多様な主体との協働による自然環境保全に向けた取組や、生活に身近な公害の解決に向けた調査・指導等を行う必要があります。また、誰もが環境について学び、行動できる地域社会づくりを進める必要があります。

私たちの役割



行政

- 市内の自然環境の状況を把握し、良好な自然環境と生物多様性の保全に取り組むとともに、取組の担い手の育成支援を行います。
- 市内の環境について定期的な調査を継続して実施し、環境リスク対策についての情報提供や事業所等に対する指導・啓発を行います。
- 市民・地域・団体・事業者等との連携を加速させ、各主体への交流の機会の提供と環境学習の充実を図ります。



市民

(市民・地域)

- 在来生物をはじめとした生態系を大切にし、自然を守り育てる環境保全活動に参加します。
- 近隣の方への騒音に配慮するなど、生活環境の保全に自ら取り組みます。
- 日頃から環境に興味・関心を持ち、環境学習や啓発イベント等へ主体的に参加するとともに、地域資源を活かした環境学習活動を進めます。

(事業者等)

- 生き物の生育環境等に配慮した敷地内の環境の整備に努め、地域と連携した社会貢献活動に取り組みます。
- 環境マネジメントシステム(**ISO14001等**)の取得に努めるとともに、自ら率先して環境汚染等の未然防止に取り組み、地域に配慮した事業活動を心がけます。
- 事業所内において環境づくりについての啓発を進め、地域の環境を大切にする活動に取り組むとともに、行政が取り組む環境学習に積極的に協力します。

施策	概要
① 自然環境の保全	生物多様性の保全や市民が自然とふれあうための活動を推進し、自然とともに生活する環境づくりを進めます。
② 環境汚染、環境負荷対策の促進	事業所等への適切な指導・啓発を通じ、環境汚染等の未然防止に努めるとともに、環境負荷の低減を図ります。
③ 環境学習の拡充	地域資源を活かした環境学習を充実させ、環境活動に携わる人材の確保に努めることにより、生涯を通じて誰もが環境について豊かに学び行動できる、持続可能な地域社会づくりを進めます。

	主要事業※2	
	名称	担当課
① 自然環境の保全	自然環境保全啓発推進事業	環境政策課
② 環境汚染、環境負荷対策の促進	事業所等指導事業	環境政策課
	環境調査事業	環境政策課
③ 環境学習の拡充	環境学習推進事業	環境政策課

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業(案)を参考としてお示ししています。

環境

基本方針

14-2 脱炭素社会への転換



概要

脱炭素社会への転換を図るため、市民・団体・事業者とともに省エネルギー対策、再生可能エネルギーの利活用ならびに気候変動の影響による被害を防止・軽減するための適応策を推進します。

指標

地球温暖化対策に取り組む市民の割合(%)	R6	R7	R8	R9	R10
	46.3	48.3	50.3	52.3	54.3

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

近年、大気中の温室効果ガスの濃度の上昇に伴い、平均気温が上昇し、豪雨や大型台風、また猛暑日など、異常気象が頻発し、私たちの生活や社会などに影響が生じています。

課題

市民・団体・事業者とともに、省エネルギー対策や再生可能エネルギー利活用等の温暖化対策を自分ごととして捉え、さらに取組を進めなければなりません。また、気候変動の影響に備える適応策の取組を進める必要があります。

私たちの役割



行政

- 市民、団体、事業者の自主的な取組を支援する制度・仕組みの創設、また情報提供・啓発活動を行います。
- 公共施設等における省エネルギー対策、再生可能エネルギーの利活用などを進めます。
- 気候変動の影響に適応する施策の推進および情報提供を行います。



市民

(市民・地域)

- 地域の環境に配慮しつつ太陽光発電など再生可能エネルギーの利用を進めます。
- 省エネ製品等への買換え、公共交通機関等の利用、クールビズ・ウォームビズ、スマートドライブ、環境にやさしいライフスタイルの転換など「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)に参加します。
- 気候変動の影響に関心を持ち、自らも熱中症や気象災害対策など適応策に取り組みます。

(事業者等)

- 事業活動における省エネルギー対策(省エネ診断・機器の更新・サービスの転換・ICT化など)および再生可能エネルギーの利用を進めます。
- 気候変動の影響による事業活動のリスクマネジメントならびに適応ビジネスの展開に向けた取組を進めます。

施策	概要
①様々な主体の自主的な取組の支援とネットワークの拡充	脱炭素社会への転換に向けた取組を支援するため、愛する地球のために約束する協定をはじめ、様々な主体が自主的に取り組むための制度・仕組みづくりを行うとともに、自主的な取組を促す情報提供やネットワークの拡充を図ります。
②省エネルギー対策・再生可能エネルギー利用等の推進	省エネルギー機器の導入・更新や再生可能エネルギーの利活用を進めるため、様々な情報提供や支援を行います。

	主要事業※2	
	名称	担当課
①様々な主体の自主的な取組の支援とネットワークの拡充	地域協議会運営事業	温暖化対策室
②省エネルギー対策・再生可能エネルギー利用等の推進	地域脱炭素事業費	温暖化対策室
	エネルギー対策事業	温暖化対策室
	広報啓発活動事業	温暖化対策室

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業(案)を参考としてお示ししています。

環境

基本方針

14-3 資源循環型社会の構築



概要

資源循環型社会の構築を図るため、ごみの発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)・資源化(リサイクル)を進めます。

指標

「1人1日あたりのごみ排出量」 (g/人・日)	R6	R7	R8	R9	R10
	723	722	721	719	718

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

増加傾向にあった家庭系ごみの排出量については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等による一時的な増減があり、引き続き注視が必要です。なお、事業系ごみの排出量は減少傾向にあります。また、ポイ捨て防止など環境美化の推進や不法投棄対策に取り組んでいます。

課題

食品ロス(食べられるのに廃棄される食品)、プラスチックごみの削減などの発生抑制(リデュース)および製品等の再使用(リユース)によるごみの減量をより一層図る必要があります。また、古紙類などの資源ごみの適正な分別により、資源循環をさらに推進していく必要があります。

私たちの役割



行政

- 市民・事業者等のごみ発生抑制、再使用、資源化への積極的な取組を支援する制度の拡充、啓発活動や情報提供の充実を進めます。
- 市民団体等と連携して、市民ぐるみでごみの減量に向けた活動を促進します。
- 効率的なごみの収集とクリーンセンターの適正な管理運営により、適正なごみ処理体制を確保します。
- ごみの不法投棄対策を行います。



市民

(市民・地域)

○ごみの発生抑制(リデュース)や再使用(リユース)の取組を学び、実践することにより、ごみの減量を進め、資源循環型のライフスタイルの転換に取り組めます。

○ごみ出しのルールを守り、分別の徹底を図るとともに、ごみの資源化に取り組めます。

○道路や公園などへのポイ捨てごみなどの発生抑制や回収活動を行い、地域の環境美化に取り組めます。

(事業者等)

○簡易包装や耐久性の高いまたはリユースしやすい製品開発など事業活動におけるごみの発生抑制や再使用の取組により、ごみの減量を進めます。

○ごみの分別を進め、資源化に取り組めます。

○資源循環型社会の構築を担う役割・社会的責任を認識し、資源循環型の事業活動に取り組めます。

施策	概要
①ごみの発生抑制・再使用・資源化の推進	資源循環型社会の構築のため、発生抑制、再使用によるごみ発生量の削減と資源化による最終処分量の削減の取組を進めます。
②ごみの適正処理	効率的な収集とクリーンセンターの適正な運転管理を行います。
③環境美化の推進	ごみの不法投棄防止のための定期的なパトロールの実施をはじめ、市民・地域・事業者・行政等が協力・連携し環境美化に努めます。

	主要事業※2	
	名称	担当課
①ごみの発生抑制・再使用・資源化の推進	ごみ減量化推進事業	資源循環推進課
	ごみ分別啓発事業	資源循環推進課
	ごみ問題を考える草津市民会議活動補助事業	資源循環推進課
②ごみの適正処理	ごみ収集運搬事業	資源循環推進課
	クリーンセンター管理運営事業	資源循環推進課
③環境美化の推進	不法投棄対策事業	資源循環推進課

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業(案)を参考としてお示ししています。

15 交通

15-1 公共交通ネットワークの構築



15-2 交通安全対策の推進



【分野の計画】

- ・草津市都市計画マスタープラン
(令和 3 年度～/ 都市計画課)
- ・草津市都市交通マスタープラン
(平成 26 年度～/ 交通政策課)
- ・第 11 次草津市交通安全計画
(令和 3 年度～令和 7 年度/ 交通政策課)
- ・草津市自転車安全安心利用促進計画
(平成 28 年度～令和 7 年度/ 交通政策課)
- ・草津市バリアフリー基本構想
(平成 22 年度～/ 交通政策課)
- ・草津市地域公共交通計画
(令和 6 年度～令和 15 年度/ 交通政策課)

交通

基本方針

15-1 公共交通ネットワークの構築



概要

誰もがいつでも安心して移動できる持続可能で健幸な交通まちづくりの実現のため、市民(地域)・事業者等・行政が連携・協働し、効率的かつ効果的な利便性の高い持続可能な公共交通ネットワークの形成を目指します。

指標

「公共交通ネットワークの構築」に 満足している市民の割合(%)	R6	R7	R8	R9	R10
	18.0	18.5	19.0	19.5	20.0

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

過度な自家用車依存による主要道路での交通渋滞が慢性化するとともに、公共交通においては、利用者の減少や運転者不足によりサービス水準の維持が困難となっています。

課題

効率的かつ効果的な利便性の高い公共交通ネットワークを形成し維持するために、市民(地域)・事業者等・行政が連携を図りながら、さらなる公共交通の利用促進に取り組む必要があります。

私たちの役割



行政

- 多様な交通手段の役割分担と連携のもと、誰もが日常生活や余暇活動において、快適でスムーズに移動できる公共交通環境の構築を図ります。
- 地域公共交通だけでなく、自転車やその他の移動支援サービス等、地域の多様な輸送資源を総動員し、日常生活を支える移動手段の確保に向けて取り組みます。
- 過度な自家用車依存意識からの脱却や地域公共交通の新たな需要を創出するため、地域公共交通を支える体制・仕組みづくりに取り組みます。



市民

- (市民・地域)
 - 公共交通や自転車・徒歩なども含めた多様な交通手段を積極的に利用します。
- (事業者等)
 - 官民や交通事業者間の連携を強化し、公共交通機関の維持、活性化に努めます。
 - 通勤などの移動時における公共交通の利用促進に努めます。

施策	概要
①公共交通ネットワークの充実	誰もがいつでも安心して移動できる公共交通ネットワークを維持・確保するため、生活拠点を中心に民間路線バスとまめバス・まめタク等の公共交通機関の役割分担と連携により、地域の維持・活性化につなげます。 さらに、関係機関とも連携しながら、JR 草津駅・南草津駅周辺をはじめとする慢性的な交通渋滞の緩和や解消を行うとともに、運転免許証自主返納高齢者支援制度の充実や地域でのワークショップの開催などにより、公共交通の利用促進を進め、公共交通ネットワークの充実を図ります。
②鉄道駅周辺での自転車利用環境の整備	公共交通の補完手段として、自転車の有効的な活用展開を図り、鉄道駅周辺における需要に対応した自転車駐車スペースを確保するとともに、放置自転車対策の強化を進め、自転車利用環境の整備を図ります。

	主要事業※2	
	名称	担当課
①公共交通ネットワークの充実	公共交通対策事業	交通政策課
②鉄道駅周辺での自転車利用環境の整備	放置自転車対策事業	交通政策課
	草津駅西口周辺自転車駐車場運営事業	交通政策課
	草津駅東自転車駐車場運営事業	交通政策課
	南草津駅駐輪・駐車場運営事業	交通政策課

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業（案）を参考としてお示ししています。

交通

基本方針

15-2 交通安全対策の推進



概要

交通事故のない安全で安心なまちを形成するため、市民一人ひとりの交通安全に対する意識の高揚を図るとともに、**交通安全教育や啓発、自転車安全安心利用の推進等**を充実させるなど、交通安全対策に取り組みます。

指標

「交通安全対策の推進」に満足している市民の割合(%)	R6	R7	R8	R9	R10
	20.1	20.4	20.7	21.0	21.3

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

本市の交通事故の発生件数は、県内でも高い水準で横ばい状態にあり、特に交通事故発生件数に占める自転車事故の割合が年々増加しています。

課題

さらなる**交通安全教育や啓発、自転車安全安心利用の推進等**に取り組み、交通安全意識の高揚を図る必要があります。

私たちの役割



行政

- あらゆる世代が交通安全について学び、交通安全意識の高揚を図る機会を作ります。
- 関係機関、事業者、地域と連携し、交通安全**および自転車安全安心利用**教育を推進するとともに、各種啓発活動や街頭指導、**自転車安全安心利用の推進等**に取り組みます等に取り組みます。



市民

(市民・地域)

- 交通安全について学ぶ取組等に積極的に参加します。
- 交通安全の確保を自らの課題として捉え、地域の実情に応じた交通安全や自転車安全安心利用教育を推進します。

(事業者等)

- 官民や事業者間の連携を図り、各々の立場や地域の実情に応じた交通安全活動や自転車安全安心利用に取り組みます。

施策	概要
①交通安全意識の高揚	交通事故防止につなげるため、交通安全および自転車安全安心利用教育を推進するとともに、各種啓発活動や街頭指導、自転車安全安心利用の推進等に取り組み、あらゆる世代における交通安全意識の高揚を図ります。

	主要事業※2	
	名称	担当課
① 交通安全意識の高揚	草津栗東地区交通対策協議会事業	交通政策課
	交通安全啓発事業	交通政策課
	自転車安全安心利用推進事業	交通政策課

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業（案）を参考としてお示ししています。

16 道路

16-1 安全・安心な道路の整備



【分野の計画】

- ・草津市バリアフリー基本構想
(平成 22 年度～/ 交通政策課)
- ・草津市舗装修繕計画
(令和 6 年度～/ 道路課)
- ・草津市橋梁長寿命化修繕計画
(令和 2 年度～/ 道路課)
- ・草津市門型標識長寿命化計画
(令和 3 年度～/ 道路課)
- ・草津市横断歩道橋長寿命化計画
(令和 3 年度～/ 道路課)
- ・草津市大型カルバート長寿命化計画
(令和 3 年度～/ 道路課)
- ・草津市都市計画道路整備プログラム
(令和 5 年度～/ 道路課)
- ・草津市通学路等安全対策実施プログラム
(令和 6 年度～/ 学校教育課)
- ・草津市自転車安全安心利用促進計画
(平成 28 年度～/ 交通政策課)

道路

基本方針 16-1 安全・安心な道路の整備



概要

広域主要幹線道路から生活道路、歩道・自転車通行空間まで、誰もが安全で快適に移動できる環境を整えるため、交通安全対策やバリアフリー化などの整備を計画的に進めるとともに、橋梁等の道路施設の適切な維持管理に努めます。

指標

「安全・安心な道路の整備」に満足している市民の割合(%)	R6	R7	R8	R9	R10
	21.8	22.4	23.2	24.0	24.8

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

主要幹線道路の慢性的な交通渋滞とともに、生活道路の交通量が増加しているほか、道路施設の老朽化が進んでいます。

課題

主要幹線道路の整備をはじめとして、計画的かつ着実な道路整備とともに、通学路等の交通安全対策や、歩道等のバリアフリー化による安全で快適な移動環境の確保が必要となっています。

老朽化が進む道路施設の計画的な点検・修繕による効率的な維持管理が必要となっています。

私たちの役割



行政

- 主要幹線道路をはじめとする計画的な道路整備を推進します。
- 安全で安心して道路が利用できる道路空間の確保、歩行者や自転車の通行空間等の整備を推進するとともに、日常の適切な維持管理に努めます。
- 「草津市バリアフリー基本構想」に基づいて重点整備地区内の移動等の円滑化を推進します。



市民

(市民・地域)

- 道路清掃や草刈など、道路を守り大切に利用するための市民活動を展開します。
- 市民や地域の意見・要望を集約し、「地域の道づくり」について提案します。

(事業者等)

- 人にやさしく、安全で快適な利便性の高い道路空間の確保や維持管理等に関して、産官学連携による相互の研究を推進します。

施策	概要
①広域主要幹線道路等の整備促進	主要幹線道路での慢性的な交通渋滞の解消を図るため、「滋賀県道路整備アクションプログラム2023」に位置付けられた(都)平野南笠線をはじめとする事業の整備促進について要望活動に取り組みます。
②幹線道路の整備	渋滞の緩和や交通アクセスを確保するため、幹線道路の整備を推進し、道路ネットワークの充実を図ります。
③生活道路の整備	地域の暮らしの利便性や安全性の向上を図るため、市内の地域間および地域内の生活道路の整備を推進します。
④歩道・自転車道等の整備	歩行者や自転車利用者が安全かつ快適に移動でき、児童が安全に通学できる環境を整えるため、歩行者や自転車の通行空間等の整備を推進します。
⑤道路施設の長寿命化と維持管理	道路の適正な状態を維持するため、道路パトロールを行いながら日常の維持管理に努めるとともに、橋梁等の道路施設の計画的かつ効率的な点検・修繕を行います。
⑥バリアフリー化の促進	安全で快適に移動できる環境を整えるため、JR草津駅と南草津駅を中心とする重点整備地区内の歩道等のバリアフリー化を促進します。

	主要事業※2	
	名称	担当課
①広域主要幹線道路等の整備促進	国・県道路整備対策事業	土木管理課
②幹線道路の整備	平野南笠線整備事業	道路課
	大江霊仙寺線整備事業	道路課
③生活道路の整備	道路新設改良事業	道路課
④歩道・自転車道等の整備	歩道整備事業	道路課
	交通安全施設整備事業	道路課
⑤道路施設の長寿命化と維持管理	道路維持補修事業	道路課
	道路パトロール事業	道路課
⑥バリアフリー化の促進	歩行空間バリアフリー化事業	道路課

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業（案）を参考としてお示ししています。

17 上下水道

17-1 水の安定供給



17-2 下水道の安定運営



【分野の計画】

- ・第2次草津市水道ビジョン【経営計画(経営戦略)】
(令和4年度～令和15年度/ 上下水道総務課)
- ・草津市下水道事業第9期経営計画(経営戦略)
(令和4年度～令和15年度/ 上下水道総務課)

上下水道

基本方針

17-1 水の安定供給



概要

安全で安定した水を供給するため、上水道施設の計画的な更新・災害対策や適切な維持管理を行うとともに、経営基盤の強化など、将来にわたり安定的で持続可能な水道事業の運営を図ります。

指標

「水の安定供給」に満足している 市民の割合(%)	R6	R7	R8	R9	R10
	49.4	49.6	49.8	50.0	50.2

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

上水道施設の更新および耐震化を進めています。また、公営企業としての健全経営を維持しながら事業経営を行っています。

課題

上水道施設の更新に加え、耐震化をはじめとする災害に強いライフラインの確保に努めるとともに適切な維持管理を行い、より一層の経営の健全化に努める必要があります。

私たちの役割



行政

- 上水道施設の更新・災害対策を計画的に進めるとともに、適切な維持管理を行います。
- 水道事業の持続的な運営に向けて、技術継承を行うとともに、効率的な経営に努め、経営基盤の強化を図ります。
- 水源の保全やエコライフ等につながる情報提供に努めます。



市民

(市民・地域)

○水源である琵琶湖の水質を守り、水を大切にする生活に努めます。

○給水装置を適切に管理します。

(事業者等)

○水道施設の適切な管理を行うとともに、水源である琵琶湖の水質を守って事業を行います。

施策	概要
①上水道施設の更新・災害対策と維持管理	安全で安定した水を供給するため、浄水場や配水管等、上水道施設の計画的な更新と災害対策を進めるとともに、適切な維持管理を行います。
②上水道事業の健全経営	持続可能な水道事業運営のため、経営の効率化を図るとともに、健全な事業経営を行います。

	主要事業※2	
	名称	担当課
①上水道施設の更新・災害対策と維持管理	給配水管修繕事業	上下水道施設課
	配水管更新事業	上下水道施設課
	浄水場施設管理事業	北山田浄水場
	浄水場施設管理事業	口クハ浄水場
	浄水場施設整備事業	北山田浄水場
	浄水場施設整備事業	口クハ浄水場
②上水道事業の健全経営	水道企画経理事務	上下水道総務課

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業（案）を参考としてお示ししています。

上下水道

基本方針

17-2 下水道の安定運営



概要

快適な生活環境を保全するため、下水道施設の計画的な更新・災害対策や適切な維持管理を行うとともに、経営基盤の強化など、将来にわたり安定的で持続可能な下水道事業の運営を図ります。

指標

「下水道の安定運営」に満足している市民の割合(%)	R6	R7	R8	R9	R10
	40.4	40.6	40.8	41.0	41.2

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

下水道施設の更新および耐震化を進めています。また、公営企業としての健全経営を維持しながら事業経営を行っています。

課題

下水道施設の更新に加え、耐震化をはじめとする災害に強いライフラインの確保に努めるとともに適切な維持管理を行い、より一層の経営の健全化に努める必要があります。

私たちの役割



行政

- 下水道施設の更新・災害対策を計画的に進めるとともに、適切な維持管理を行います。
- 下水道事業の持続的な運営に向けて、技術継承を行うとともに、効率的な経営に努め、経営基盤の強化を図ります。
- 下水道の正しい使い方を啓発し、未接続の建物については、接続を促します。



市民

(市民・地域)

- 琵琶湖を取り巻く水環境を守るために、下水道に接続し、適切に使用します。
- 宅内の排水設備を定期的に清掃します。

(事業者等)

- 下水道に接続し、排水設備の適切な管理を行うとともに、水源である琵琶湖の水質を守って事業を行います。

施策	概要
①下水道施設の更新・災害対策と維持管理	快適な生活環境を保全するため、下水道施設の計画的な更新と災害対策を進めるとともに、適切な維持管理を行います。
②下水道事業の健全経営	持続可能な下水道事業運営のため、経営の効率化を図るとともに、健全な事業経営を行います。

	主要事業※2	
	名称	担当課
①下水道施設の更新・災害対策と維持管理	汚水管渠等維持管理事業	上下水道施設課
	汚水管渠整備事業	上下水道施設課
②下水道事業の健全経営	下水道推進事務	上下水道総務課

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業（案）を参考としてお示ししています。

基本目標4

「魅力」 あふれるまち

18 農林水産

18-1 農業の振興 / 18-2 水産業の振興

19 商工観光

19-1 中心市街地の活性化 / 19-2 商業の振興

19-3 工業の振興 / 19-4 観光の振興

19-5 勤労者福祉の向上

20 都市形成

20-1 都市と住環境の質・魅力向上

20-2 まちなかの魅力向上と地域再生の推進

20-3 良好な景観の保全と創出

21 公園・緑地

21-1 ガーデンシティの推進

21-2 草津川跡地の空間整備

22 情報・交流

22-1 まちづくり情報の提供の充実

22-2 多様な連携・交流の展開

18 農林水産

18-1 農業の振興



18-2 水産業の振興



【分野の計画】

・草津農業振興地域整備計画

(農林水産課)

・第2次草津市農業振興計画

(令和4年度～令和14年度/農林水産課)

農林水産

基本方針 18-1 農業の振興



概要

農地の保全と生産基盤の強化を進め、多様な人材の確保と持続可能で安定的な農業経営の強化を図るとともに、『農』を通じたつながりの拡大により、豊かな市民生活を創造します。

指標

草津市農業産出額※(千万円)	R6	R7	R8	R9	R10
	216	216	216	216	216

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

琵琶湖に近い湖辺地域や山手地域の優良農地では、米づくりが盛んです。また、北山田町・下笠町を中心に軟弱野菜の生産地となっています。

課題

農地の保全と生産基盤の強化、農地の集積・集約、多様な人材の確保や農業経営の強化、販路の拡大を進める必要があります。

私たちの役割



行政

- 営農環境の整備と**農地の保全、生産基盤の強化**に努めます。
- 担い手の育成・確保、担い手への農地の集積・集約を促進します。
- 地場産物の需要・販路拡大に努めるとともに、積極的な情報発信を行います。
- 県やJAなどの関係機関と連携を図り、各種施策を進めます。



市民

- (市民・地域)
- 地場産物の購入(消費)に努めます。
 - 地場産物に親しむとともに、その魅力を広めます。
- (事業者等)
- 安定した生産量の確保、消費者ニーズに応じた生産に努めます。
 - 地場産物について、積極的に情報発信を行います。
 - 地場産物の需要・販路拡大に努めます。

施策	概要
①農地の保全と生産基盤の強化	土地改良施設の計画的な改修を進める等、農地の保全に努め、効率的な営農環境を維持するとともに、農地の活用を円滑に進めるための基盤の強化を進めます。
②人材の確保・育成と農業経営の強化	経営形態の法人化や担い手農家への支援制度の活用の推進と併せて、企業参入や、女性の農業への参画推進等、幅広い人材の確保に努めるとともに、生産性の向上、販路の拡大、高付加価値化の推進による農業所得の向上に向けて、農業経営の育成・強化を進めます。
③「農」を通じたつながりの拡大	草津市産農産物の消費・活用拡大のために様々な主体が連携・協働するとともに、市民が「農」や農産物の「魅力」や「良さ」、農地の持つ「多面的な機能」への理解と共感を深めることで『農』を通じたつながりの拡大に努めます。

	主要事業※2	
	名称	担当課
①農地の保全と生産基盤の強化	農業振興地域整備計画策定事業	農林水産課
	土地改良区事業費補助金事務(草津用水・北山田畑地)	農林水産課
	土地改良事業費補助金事務	農林水産課
	馬場山寺基盤整備推進事業	農林水産課
	農業多面的機能発揮促進事業	農林水産課
	県土地改良事業費負担金事務	農林水産課
	農業委員会運営事業	農業委員会事務局
②人材の確保・育成と農業経営の強化	水田営農推進事業	農林水産課
	担い手育成支援事業	農林水産課
③「農」を通じたつながりの拡大	「道の駅草津」管理運営事業	農林水産課
	草津ブランド力強化事業	農林水産課

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業(案)を参考としてお示ししています。

農林水産

基本方針

18-2 水産業の振興



概要

漁業環境の保全・確保を図るとともに、漁港や水産を資源とした多面的機能の利活用に努めます。

指標

北山田・志那漁港の漁獲高 (万円)	R6	R7	R8	R9	R10
	369	369	369	369	369

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

琵琶湖の水質汚濁や水草の大量繁茂等の環境の悪化を要因に漁獲量は年々減少し、漁業者も高齢化や後継者不足が著しく進んでいます。

課題

漁業環境の保全・確保につながる取組を継続的に行うとともに、水産資源を活用した着地型観光など、多面的機能の利活用を図る必要があります。

私たちの役割



行政

- 漁業環境の保全・確保につながる取組を支援します。
- 草津の水産資源についての積極的な情報発信を行います。
- 着地型観光を進めるなど漁港や水産資源の利活用に努めます。



市民

- (市民・地域)
- 地場産物の購入(消費)に努めます。
 - 草津の水産業・水産物に親しむとともに、その魅力を広めます。
- (事業者等)
- 漁業環境の保全・確保につながる取組を行います。
 - 安定した漁獲・生産量の確保に努めます。

施策	概要
①漁業環境の保全・確保	漁港の適正な管理を行い、漁業環境の保全・確保に努めます。
②漁業・水産資源の多面的利活用の促進	水産まつりでの体験型イベントの開催など、水産資源の魅力発信による地場産物の消費拡大や、着地型観光などによる漁港の利活用に努めます。

	主要事業※2	
	名称	担当課
①漁業環境の保全・確保	漁港管理事業	農林水産課
②漁業・水産資源の多面的利活用の促進	水産振興協議会活動補助事業	農林水産課

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業（案）を参考としてお示ししています。

19 商工観光

19-1 中心市街地の活性化



19-2 商業の振興



19-3 工業の振興



19-4 観光の振興



19-5 勤労者福祉の向上



【分野の計画】

・草津市産業振興計画

(令和 5 年度～令和 14 年度／商工観光労政課)

・草津市勤労者福祉基本方針

(平成元年度策定・令和 2 年度改定／ 商工観光労政課)

・産業競争力強化法に基づく大津市・草津市の創業支援等事業計画

(平成 26 年度～令和 10 年度／ 商工観光労政課)

・(仮称)草津駅周辺エリア未来ビジョン【予定】

(令和 7 年度～令和 16 年度／ 都市地域戦略課)

商工観光

基本方針

19-1 中心市街地の活性化



概要

中心市街地の活性化のため、居心地が良く、歩きたくなる空間を創出し、官民連携による事業を推進します。

指標

「中心市街地の活性化」に満足している市民の割合(%)	R6	R7	R8	R9	R10
	30.8	31.3	31.8	32.3	32.8

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

中心市街地では、大規模商業施設が集積し、市街地再開発事業による商業機能の更新や空き店舗のリノベーション等による魅力的な店舗の出店が進んでいます。

課題

地域資源やこれまで整備を行った拠点施設の活用により、居心地が良く、歩きたくなる空間を創出し、中心市街地の活性化を進める必要があります。

私たちの役割



行政

- 大規模商業施設や商店街などの各事業者と連携し、官民一体のエリアマネジメント活動を推進します。
- 空き家や空き店舗等に、中心市街地への新規出店を促す取組を進めます。
- 都市再生推進法と連携したまちづくりを推進します。



市民

- (市民・地域)
- まちづくりの担い手として、中心市街地でのイベントへ積極的に参加します。
 - 中心市街地のまちづくりを担う人材を応援します。
- (事業者等)
- 都市再生推進法を中心とした中心市街地のエリアマネジメント活動に参加します。
 - 中心市街地のまちづくりを担う人材を応援します。

施策	概要
① 中心市街地のにぎわいの創出	中心市街地エリアの商業の活性化を図るため、官民が参画するエリアマネジメント組織が中心となり、官民が連携したイベント実施や新規出店の促進等により、にぎわいの創出に取り組めます。

	主要事業※2	
	名称	担当課
① 中心市街地のにぎわいの創出	中心市街地活性化推進事業(商工費)	都市地域戦略課

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業(案)を参考としてお示ししています。

商工観光

基本方針

19-2 商業の振興



概要

地域商業を活性化させるため、関係団体と連携して、商業基盤の強化を図ります。

指標

買い物する環境が整っている と思う市民の割合(%)	R6	R7	R8	R9	R10
	78.5	79.7	80.9	82.1	83.3

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

本市を含む琵琶湖南部地域は、人口増加に伴って商業施設の立地が進んでいます。

課題

ネットショッピング利用者の増加など消費者の購買行動の変化を踏まえながら、商業施設や地域経済団体と連携し、商業基盤の強化を図り、地域商業の活性化を推進する必要があります。

私たちの役割



行政

- 地域経済団体等と連携して、商業の健全な発展等に資する取組を推進します。
- 商業の振興に寄与する事業、イベント等の活動を支援します。



市民

(市民・地域)

- 身近な商業施設で買物や余暇活動を楽しみます。
- 地域の商品・お店・イベントのファンとなり自ら草津らしさの発信を行います。

(事業者等)

- 自らの創意工夫により経営基盤を強化し、良質な商品やサービスの安定した供給を行うとともに、市民の良好な生活環境に配慮した事業展開を行います。
- 草津商工会議所をはじめとする地域経済団体は、関係団体と連携しながら、商業者の成長段階に沿った支援を行うとともに、商業振興のための事業を行います。

施策	概要
① 地域商業の活性化	地域の商業を活性化させるために、草津商工会議所をはじめ地域経済団体や関係団体と連携しながら、商業の振興や草津ブランドの育成等を図ります。

	主要事業※2	
	名称	担当課
① 地域商業の活性化	商工団体等活動費補助事業	商工観光労政課
	商店街活性化推進事業	商工観光労政課
	草津ブランド強化事業	商工観光労政課

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業（案）を参考としてお示ししています。

商工観光

基本方針

19-3 工業の振興



概要

工業振興を促進するため、立地環境の優位性を生かし、企業の集積を図るとともに、異業種間連携や産学連携を推進します。

指標

支援制度の活用により、市内立地 (施設の更新含む)・創業した事業者 数(事業者)	R6	R7	R8	R9	R10
	15	16	17	18	19

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

恵まれた交通の利便性のもとで企業集積が進んでいることに加え、技術力の高い市内企業等やインキュベーション施設が集積しています。また、草津商工会議所と共同で開設した「草津市ビジネスサポートセンター(くさつビズサポ)」において、創業希望者や事業者等からの相談や支援ニーズにワンストップで対応できる体制を構築しています。

課題

市内に工業系用途地域の未利用地が少なく、製造業における企業の新たな市内立地が限られている状況にあるため、産業用地の創出に向けた取組が必要となっています。また、中小企業等の販路の開拓・拡大、人材不足や事業承継への対応など、幅広い企業支援等が必要となっています。

私たちの役割



行政

- 市内の商工業者の振興と発展に取り組む草津商工会議所や大学等と連携して、産学官金の連携を強化し事業活動を支援します。
- 企業ニーズの把握に努めながら、積極的な支援を行います。
- インキュベーション施設等を活用した創業・第二創業等の支援を行います。
- Society5.0 を実現するため、AI、ロボット、ビッグデータ等、先端技術を用いて地域の活性化や利便性向上に取り組む事業者を支援します。



市民

(市民・地域)

○地域の企業について理解を深めるとともに、地域産業の振興に協力します。

(事業者等)

○自らの事業活動と市民・地域との調和を図りながら、地域社会の持続的な発展に貢献します。

○くさつビズサポやインキュベーション施設等を活用して起業にチャレンジします。

○産学連携や企業間連携による新産業の創出や新たな取組を展開します。

施策	概要
①新産業の創出と中小企業等への支援	くさつビズサポやインキュベーション施設などの支援機関等の活用や、産学官金の連携のさらなる強化により、新たな産業の創出を促進するとともに、中小企業等への企業訪問等を通じ、ビジネスマッチングなど、ニーズに応じた支援を行います。
②企業の立地促進	本市の企業立地の優位性を生かすため、企業誘致の立地適地の創出に向けた調査を実施し、新たな企業立地を推進します。

	主要事業※2	
	名称	担当課
①新産業の創出と中小企業等への支援	ビジネスサポート推進事業	商工観光労政課
②企業の立地促進	企業立地推進事業	商工観光労政課

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業(案)を参考としてお示ししています。

商工観光

基本方針 19-4 観光の振興



概要

地域観光を活性化させるため、観光事業者、関係機関、関係団体等と連携して、ユネスコ無形文化遺産などの歴史・文化、産業、自然等の観光資源の発掘・磨き上げや魅力の発信などを行います。

指標

観光入込客数(人)	R6	R7	R8	R9	R10
	3,220,951	3,253,000	3,285,000	3,318,000	3,351,000

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

本市の観光入込客数は、集客施設の増加等により近年観光需要が増えていることから、増加傾向にあります。

課題

地域の観光資源の活用やビワイチ推進条例に基づく魅力発信等により観光客を増加させるとともに、観光消費や域内調達も増加させ、新たな観光資源の発掘や磨き上げ、スポーツ MICE の推進等を含めたさらなる経済波及効果の拡大を図っていく必要があります。

私たちの役割



行政

- 多様化する観光客の需要に対応して、魅力ある観光都市づくりを推進します。
- 観光事業者、(一社)草津市観光物産協会、関係団体等と連携して、観光資源の発掘や磨き上げを行います。
- 観光の振興に寄与する事業、イベント等の活動を支援します。



市民

(市民・地域)

- 地域の観光資源についての理解を深めて、草津の魅力を再発見します。
- SNSをはじめとする様々な媒体を活用して、草津の魅力を広めます。

(事業者等)

- 観光に関する多様な需要に応え、良質なサービスを提供することにより、観光客の満足度の向上に努めます。
- ここでしか体験できない草津ならではの着地型観光の展開を図ります。
- 地場産品の積極的な活用に努めます。

施策	概要
① 地域観光の活性化	地域の観光を活性化させるために、観光事業者、(一社)草津市観光物産協会、関係団体等と連携しながら、地域の特性を生かした魅力ある観光事業を展開します。

	主要事業※2	
	名称	担当課
① 地域観光の活性化	観光物産協会観光振興活動費補助事業	商工観光労政課
	宿場まつり開催費補助事業	商工観光労政課
	観光宣伝事業	商工観光労政課

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業(案)を参考としてお示ししています。

商工観光

基本方針

19-5 勤労者福祉の向上



概要

勤労者福祉の向上を図るため、行政・事業者等・勤労者がそれぞれの役割を担いながら、ともによりよい労働環境づくりに向けた取組を促進します。

指標

働きやすい労働環境であると 感じる市民の割合(%)	R6	R7	R8	R9	R10
	34.0	34.8	35.6	36.4	37.2

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

少子高齢化の進展による生産年齢人口の減少に加えて、コロナ禍を経て時間や場所にとられない柔軟な働き方(テレワーク)が浸透するなど、勤労者を取り巻く環境に大きな変化が生じています。

課題

働き方改革が進み、より良い職場環境づくりや勤労者一人ひとりの暮らしの充実に向けた積極的な取組が必要とされています。

私たちの役割



行政

- 関係団体等と連携しながら、事業者や市民の勤労者福祉の向上のため、テレワークなど多様な働き方が選択できる環境づくりの充実に取り組みます。
- 勤労者福祉団体の事業支援を行います。



市民

(市民・地域)

- 元気に働き、安定した日常生活を送ることができるよう、職場や家庭、地域で支え合いながら、安心して暮らせる社会づくりに取り組みます。

(事業者等)

- 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けて、働きやすい環境づくりに取り組みます。
- 地域の勤労者福祉団体は、中小企業勤労者等に対する福利厚生等の充実に取り組みます。

施策	概要
①勤労者への支援	勤労者福祉の向上を図るため、「草津市勤労者福祉基本方針」に基づき働き方改革に取り組みながら、勤労者の福祉の増進に向けた支援を図ります。

	主要事業※2	
	名称	担当課
① 勤労者への支援	勤労者福祉団体育成事業	商工観光労政課
	市民交流プラザ運営事業	商工観光労政課

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業（案）を参考としてお示ししています。

20 都市形成

20-1 都市と住環境の質・魅力向上



20-2 まちなかの魅力向上と地域再生の推進



20-3 良好な景観の保全と創出



【分野の計画】

- ・草津市都市計画マスタープラン
(令和 3 年度～/ 都市計画課)
- ・草津市立地適正化計画
(平成 30 年度～令和 21 年度/ 都市計画課)
- ・草津市景観計画【予定】
(令和 7 年度～/ 都市計画課)
- ・草津市版地域再生計画
(平成 30 年度～令和 21 年度/ 都市地域戦略課)
- ・草津駅東地域市街地総合再生計画
(平成 10 年度～/ 都市地域戦略課)
- ・南草津エリアまちづくり推進ビジョン
(令和 3 年度～令和 12 年度/ 都市地域戦略課)
- ・(仮称)草津駅周辺エリア未来ビジョン【予定】
(令和 7 年度～令和 16 年度/ 都市地域戦略課)
- ・草津 PA と連携した滋賀県南部エリア活性化基本構想
(令和 5 年度～/ 都市地域戦略課)
- ・草津市住生活基本計画
(令和 6 年度～令和 15 年度/ 建築政策課)

都市形成

基本方針

20-1 都市と住環境の質・魅力向上



概要

人口減少や高齢化が進行する将来においても持続可能な都市構造を実現、維持するため、地域特性に応じた土地利用の誘導や良質な住宅資産の形成を図ることで、都市と住環境の質や魅力を守り、高めます。

指標

「都市と住環境の質・魅力向上」に 満足している市民の割合(%)	R6	R7	R8	R9	R10
	20.4	21.0	22.0	23.0	24.0

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

JR草津駅・南草津駅周辺を中心とした市街化が進展する一方で、本市では高齢化が進行しており、人口については令和12年(2030年)をピークに減少していくことが見込まれています。

課題

人口減少やさらなる高齢化を見据え、持続可能な都市構造を維持していくために、魅力と活力を備えた市街地の形成や良質な住環境の確保を通じて、市全体にわたる均衡あるまちづくりに取り組む必要があります。

私たちの役割



行政

- 多様化するライフスタイルに対応した、快適で質の高い生活が送れるまちづくりを実現できるように、効率的・効果的な土地利用を推進します。
- 市民が安心して暮らせる住環境を確保できるように、市街地整備や住宅等の開発に対する適正な指導を行うとともに、空き家対策や分譲マンションの管理適正化を推進します。



市民

- (市民・地域)
 - 地域の特性に応じた、うるおい豊かでだれもが快適に暮らせる良質な住宅・住環境の創出、保全、充実に努めます。
- (事業者等)
 - 市街地整備・住宅開発において、ゆとりとうるおいのある住環境づくりに努めます。

施策	概要
①土地利用の適切な誘導	都市計画法等に基づく指導等を行うことにより、土地利用の適切な誘導を図ります。
②良質な住宅資産の形成	長期優良住宅等の良質で安全な新築住宅の供給を促進するとともに、既存住宅の適切な維持管理やリフォームの促進に加え、空き家の適正管理や有効活用の促進、分譲マンションの管理適正化の推進等により、次世代にも継承される住宅資産への転換を進め、良質な住宅の安定供給・有効活用を図ります。

	主要事業※2	
	名称	担当課
① 土地利用の適切な誘導	土地取引届出勧告事務	都市計画課
	開発審査事務	開発調整課
② 良質な住宅資産の形成	建築物等確認事務	建築政策課
	住宅政策推進事業	建築政策課

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業（案）を参考としてお示ししています。

都市形成

基本方針

20-2 まちなかの魅力向上と地域再生の推進



概要

都市計画マスタープランに基づく魅力あふれる都市形成を推進するため、JR草津駅・南草津駅周辺のまちなかの魅力向上と併せて、地域の特性と資源を活かした郊外部の地域再生を推進します。

指標

「まちなかの魅力向上と地域再生の推進」に満足している市民の割合(%)	R6	R7	R8	R9	R10
	19.8	20.3	20.8	21.3	21.8

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

全国的に人口減少が進んでいる中、本市では、計画的な市街地整備の進展等によって居住人口が増加する一方、高齢化が進行しており、すでに一部の郊外部においては、人口減少が進んでいます。

課題

人口減少やさらなる高齢化を見据え、「まちなか」では、「ウォーカブル」の考え方に基づいた居心地が良く、歩きたくなる空間の整備により、魅力ある都市環境の形成を図り、郊外部では、地域の特性と資源を活かした地域再生を推進することにより、市全体としての都市魅力の維持・向上を図っていく必要があります。

私たちの役割



行政

- “まちなか”の魅力を高めて周辺にも波及効果が出るよう、ウォーカブル空間の整備の促進を図ります。
- これまでに整備を行った拠点施設の事業効果が有効に発現するように、官民が一体となって、居心地の良い“まちなか”の形成を推進します。
- 地域の特性と資源を活かした取組を進め、持続可能なまちづくりを推進します。



市民

（市民・地域）

- “まちなか”の魅力をつくる主役となって、まちづくりに取り組みます。
- 人口減少や高齢化が進行している郊外部においても持続可能なまちづくりを進められるよう主役となって、まちづくりに取り組みます。

（事業者等）

- まちなかの魅力向上に繋がるような事業を展開します。
- 郊外部においても持続可能なまちとなるような事業を展開します。

施策	概要
①にぎわいのある市街地の形成	市民が生き生きと輝き、安心して暮らすことができるコンパクトでにぎわいあるまちを目指すため、公共空間の活用による都市魅力の構築、歴史的まちなみや地域資源の活用、交流の促進等により、歩いて暮らせるまちづくりを進めます。
②地域の特性と資源を活かした地域再生の推進	新たな交流の創出、生活機能の確保や産業の振興等、さらなる活性化を図るため、郊外部における地域の特性と資源を活かします。

	主要事業※2	
	名称	担当課
①にぎわいのある市街地の形成	中心市街地活性化推進事業(土木費)	都市地域戦略課
	都市計画推進事業	都市計画課
②地域の特性と資源を活かした地域再生の推進	地域再生推進事業	都市地域戦略課

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業（案）を参考としてお示ししています。

都市形成

基本方針

20-3 良好な景観の保全と創出



概要

うるおいと広がりのある自然景観や暮らしの中で育まれた歴史景観の保全と活用、にぎわいと心地よさを感じる都市景観の創出を目指し、市民・事業者と協働の景観まちづくりを進めます。

指標

「良好な景観の保全と創出」に満足している市民の割合(%)	R6	R7	R8	R9	R10
	19.8	20.1	20.4	20.7	21.0

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

湖辺の自然景観の保全、魅力ある歴史景観の保全・再生および市街地の都市景観の創出など、地域特性に応じた景観づくりに取り組んでいます。

課題

美しく質の高いまちの姿を共通の財産として次世代に引き継いでいくため、市内各地の景観特性を生かし、まちの魅力をより高めていく必要があります。

私たちの役割



行政

- 地域の景観特性に応じた取組により、市民のふるさとへの愛着を育む良好な景観を形成します。
- 景観に親しみ、学ぶことができるイベント等を実施し、景観啓発に努めます。



市民

(市民・地域)

- 地域の景観づくりの主体となって、次代を担う子どもたちとともに地域資源を生かした景観づくり活動に努めます。

(事業者等)

- にぎわいや活力を感じられるまちの景観づくりに向けて、事業活動や屋外広告物の掲出等における景観への配慮に努めます。

施策	概要
①自然的・歴史的景観の保全と活用、都市景観の形成	豊かな自然景観や歴史文化の薫るまちなみの保全・活用、心地よさを感じる都市景観の創出に取り組み、ふるさと草津の心を育む景観形成を図ります。

	主要事業※2	
	名称	担当課
①自然的・歴史的景観の保全と活用、都市景観の形成	屋外広告物管理事務	都市計画課
	景観を生かしたまちづくり推進事業	都市計画課

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業（案）を参考としてお示ししています。

2 1 公園・緑地

21-1 ガーデンシティの推進



21-2 草津川跡地の空間整備



【分野の計画】

- ・草津市景観計画【予定】
(令和 7 年度～/ 都市計画課)
- ・第 3 次草津市みどりの基本計画
(令和 3 年度～令和 14 年度/ 公園緑地課)
- ・草津市公園施設長寿命化計画
(令和 3 年度～令和 12 年度/ 公園緑地課)
- ・ロクハ公園プール基本計画【予定】
(令和 7 年度～/ 公園緑地課)
- ・草津川跡地利用基本構想
(平成 23 年度～/ 草津川跡地整備課)
- ・草津川跡地利用基本計画
(平成 24 年度～/ 草津川跡地整備課)

公園・緑地

基本方針

21-1 ガーデンシティの推進



概要

人々が健幸で、笑顔が行き交う場を創出するガーデンシティを推進するため、多様な市民ニーズを踏まえた公園・緑地の整備・管理を行うとともに、花と緑のある憩いの場づくりを進めます。

指標

「ガーデンシティの推進」に満足している市民の割合(%)	R6	R7	R8	R9	R10
	20.8	21.2	21.6	22.0	22.4

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

地域と協議を行いながら、市民ニーズを踏まえた、公園・緑地の整備・管理とともに、花と緑のある憩いの場づくりに努めているものの、今後の公園利用や管理に関して、高齢化の進展等、地域の担い手となる世代を取り巻く状況が変化しています。

課題

地域の環境変化や公園の利用実態を踏まえ、公園の利用促進や適切な維持管理に繋がる整備や管理方法の検討を進める必要があります。また、まちのうるおいを増やし、花と緑のある憩いの場をつくるために、さらにガーデンシティを推進していく必要があります。

私たちの役割



行政

- 地域の環境変化や公園の利用実態を踏まえ、公園・緑地のあり方を検討します。
- 市民ニーズに応じた公園・緑地の整備および管理を推進します。
- 市民等との協働により、花と緑のある公園づくりを進めます。



市民

- (市民・地域)
- 日頃から、様々な場面で公園の利活用を図るとともに、利用者の立場で公園整備に参画します。
 - 公園の維持管理に対して積極的に役割を果たします。
- (事業者等)
- 公園整備、管理のあり方について研究、実践を行います。

施策	概要
①公園・緑地の整備	みどりの基本計画に基づき、市民ニーズを踏まえた都市公園の整備を計画的に進めます。
②公園・緑地の活用	公園に対する市民ニーズの多様化に対応できるよう、市民参加による公園の再整備や維持管理、公園施設の計画的な改修、更新を行います。
③まちなみ緑化の推進	公園等において緑化を推進することで、まちのうるおいを増やし、花と緑のある憩いの場を創出します。

	主要事業※2	
	名称	担当課
① 公園・緑地の整備	野路公園整備事業	公園緑地課
② 公園・緑地の活用	ロクハ公園運営事業	公園緑地課
	児童公園等維持管理事業	公園緑地課
	みずの森管理運営事業	公園緑地課
③まちなみ緑化の推進	ガーデニング推進事業	公園緑地課
	緑化推進事業	公園緑地課

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業（案）を参考としてお示ししています。

公園・緑地

基本方針

21-2 草津川跡地の空間整備



概要

草津川跡地を市民の憩いの場や活動の場等とするため、多様な市民ニーズを踏まえ、本市の都市価値を高めるための空間整備を行います。

指標

「草津川跡地の空間整備」に満足している市民の割合(%)	R6	R7	R8	R9	R10
	42.1	42.2	42.3	42.4	42.5

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

本市のまちの構造に「みどり軸」として位置付けている草津川跡地は区間2・区間5を公園として供用しており、未整備区間については順次整備を進めています。

課題

草津川跡地の未整備区間について、整備済みの区間と連携し、市民ニーズを踏まえながら、より有効な空間活用ができるよう計画し、事業化していく必要があります。

私たちの役割



行政

- 草津川跡地利用基本計画に基づき、事業を進めます。
- 市民ニーズを踏まえた持続可能な空間整備のあり方を検討します。
- 市民活動・協働によるガーデニングの取組の推進など、多様な主体が関わる公園運営を行います。



市民

- (市民・地域)
- 利用者の立場で草津川跡地の空間整備に参画します。
 - 公園運営に対し、市民活動やガーデニング等に積極的に関わります。
- (事業者等)
- 草津川跡地の空間整備等のあり方について研究、実践を行います。

施策	概要
①草津川跡地の整備	にぎわいが創出され、人と自然が触れ合い、うるおいがもたらされる空間づくりに取り組んでいくため、草津川跡地が市民の憩いの場や、多様な市民活動の場、また、多くの人が関わる空間、災害時の防災空間となるよう整備・運営を行います。

	主要事業※2	
	名称	担当課
① 草津川跡地の整備	草津川跡地整備事業	草津川跡地整備課
	草津川跡地公園運営事業	草津川跡地整備課

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業（案）を参考としてお示ししています。

2 2 情報・交流

22-1 まちづくり情報の提供の充実



22-2 多様な連携・交流の展開



情報・交流

基本方針

22-1 まちづくり情報の提供の充実



概要

まちづくり協議会や市民公益活動団体等の活動が生きるよう、市民間の情報の共有と交流の促進、また、時代に合った行政情報等の提供の充実に努めます。

指標

「まちづくり情報の提供の充実」 に満足している市民の割合(%)	R6	R7	R8	R9	R10
	18.5	18.8	19.1	19.4	19.7

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

市民によるまちづくり活動が様々に高まりを見せ、各活動が連携して、互いの情報を有効に活用していく段階へと進んできています。また、情報の入手方法が多様化し、単一の方法で行政情報を届けることが難しくなっています。

課題

地域情報や行政情報、市の魅力を時代に合った方法で発信し、市民によるまちづくり活動が活発に展開されるよう取組を進めていく必要があります。

私たちの役割



行政

- まちづくりに関する行政情報の提供に努めます。
- 様々な媒体を用いた情報提供に努めます。
- 市の魅力発信に努めます。



市民

(市民・地域)

- まちづくり活動や市の魅力など、主体的な情報発信に努めます。

(事業者等)

- 市民公益活動団体等や学生との協働により効果的な情報発信に努めます。

施策	概要
①まちづくり情報の提供	まちづくりの活性化を図るため、地域の課題解決や、市民公益活動団体の活動を支援するための情報を提供します。
②行政情報の提供	市民による活発なまちづくり活動が展開されるよう、行政情報を提供します。

	主要事業※2	
	名称	担当課
① まちづくり情報の提供	まちづくり情報事業	まちづくり協働課
② 行政情報の提供	広報くさつ発行事業	広報課
	シティセールス推進事業	広報課

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業（案）を参考としてお示ししています。

情報・交流

基本方針

22-2 多様な連携・交流の展開



概要

産学公民の連携を深め、多様な主体による共創型で地域の課題解決に取り組むとともに、都市間交流を促し、都市の価値の向上ならびに活気あふれるまちづくりに努めます。

指標

「多様な連携・交流の展開」に満足している市民の割合(%)	R6	R7	R8	R9	R10
	12.0	12.4	12.8	13.2	13.8

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

複雑化する課題に対応できるよう、産学公民が連携し課題解決に向けた様々な未来の選択肢を考えていくことが求められています。また、これまで都市間交流については行政主導で行われてきましたが、市民間での交流活動も広がりつつあります。

課題

産学公民それぞれが多様な知見を持ち寄り、共創型で地域の課題解決に取り組み持続可能で魅力的なまちづくりを進めていく必要があります。また、市民間での都市間交流が活発に展開されるよう、情報提供などを積極的に行う必要があります。

私たちの役割



行政

- 産学公民の連携による新たなまちづくりの展開に向け、まちづくりに参画しやすいプラットフォームを構築し、活気あふれるまちづくりを進めます。
- 大学の知や学生の活力を地域の活性化に生かせるよう支援します。
- 姉妹都市等との交流や草津市国際交流協会の活動を支援します。



市民

(市民・地域)

- 交流・学習やまちづくりの社会実験等への参加を通じて、活気あふれるまちづくりに関わります。

(事業者等)

- 交流・学習やまちづくりの社会実験等を通じて、学術的知見や専門知識を活用し活気あふれるまちづくりに関わります。
- 経済活動や地域との交流を通じて、地域の活性化に協力します。

施策	概要
①産学公民の連携によるまちづくりの展開	複雑化する課題に対して、産学公民の多様な知見を持ち寄り、共創型で地域の課題解決に取り組み、存続し続けられるよう都市の価値向上ならびに活気あふれるまちづくりを進めます。
②都市間交流の促進	多様な人々との交流を展開するため、姉妹都市等との交流など、市民間での都市間交流が活発になるよう、情報提供をしていきます。

	主要事業※2	
	名称	担当課
①産学公民の連携によるまちづくりの展開	アーバンデザインセンター運営事業	草津未来研究所
②都市間交流の促進	姉妹都市等交流事業	まちづくり協働課

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業（案）を参考としてお示ししています。

基本目標5 「未来」 への責任

23 行財政マネジメント

23-1 市民から信頼される市政運営

23-2 職員力の向上

23-3 行政事務の効率化と最適な行政サービスの実現

2 3 行財政マネジメント

23-1 市民から信頼される市政運営



23-2 職員力の向上



23-3 行政事務の効率化と最適な行政サービスの実現



【分野の計画】

- ・草津市人材育成基本方針【予定】
(令和 7 年度～令和 10 年度／職員課)
- ・草津市定員管理計画【予定】
(令和 7 年度～令和 10 年度／職員課)
- ・草津市公共施設等総合管理計画
(平成 28 年度～令和 17 年度／ 公共建築課)
- ・第 2 期草津市行政経営改革プラン【予定】
(令和 7 年度～令和 10 年度／ 経営戦略課)
- ・第 2 期草津市情報化推進計画((仮称)草津市DX推進計画)【予定】
(令和 7 年度～令和 10 年度／ 経営戦略課)
- ・第 2 期草津市財政規律ガイドライン
(令和 5 年度～令和 14 年度／ 財政課、経営戦略課)

行財政マネジメント

基本方針

23-1 市民から信頼される市政運営



概要

市民から信頼される市政運営を行うため、将来世代に負担を先送りすることのないよう財政規律を確保し、健全で持続可能な財政運営を維持するとともに、本市が有する行財政資源を適正に管理します。また、積極的な情報提供等による行政の透明性の向上や公正を確保します。

指標

「市民から信頼される市政運営」 に満足している市民の割合(%)	R6	R7	R8	R9	R10
	20.4	21.0	21.6	22.2	22.8

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

これまでの着実なまちづくりにより、人口の増加や堅調な宅地開発等が進み、市税収入は増加傾向にある一方で、社会保障関係経費や人件費、施設の維持管理経費等が増加しています。また、草津市自治体基本条例に基づき、積極的な市政情報の公開に努めています。

課題

今後、高齢化の進行や生産年齢人口の減少等を背景に、市税収入の減少や社会保障関係経費の増大、また、昨今の物価高騰の影響により、行政を取り巻く環境は先行きが不透明であり、戦略的な財源配分や実効性のある公共施設マネジメントの実施など、健全で持続可能な財政運営の維持に努める必要があります。また、市政の透明化の推進や公正な職務執行の確保など、公正で開かれた市政運営に努める必要があります。

私たちの役割



行政

- 草津市健全で持続可能な財政運営および財政規律に関する条例、第2期草津市財政規律ガイドラインに基づき、総合計画等に掲げる施策を確実に推進し、持続的な発展を成し遂げつつ、目標達成に向けた取組を通じて各種財政指標を遵守することにより、財政規律の確保を図り、健全な財政運営の維持に努めます。
- 法令を遵守し、市政の透明化を図ります。
- 市政全般のさらなる情報公開に努めます。



市民

(市民・地域)

○広く市政に関心を持ちます。

○健全で持続可能な財政運営が維持できているかをチェックします。

(事業者等)

○市政情報の公開等によって得た内容は、適正に利用します。

施策	概要
①健全な財政運営の維持	将来にわたって健全で持続可能な財政運営を維持するため、財政規律の確保に向けた取組を進めます。
②市有財産の適正な維持管理・更新	公共施設等総合管理計画に基づいて、施設の配置最適化、財政負担の軽減・平準化のための長寿命化や維持保全費の縮減および各種点検の実施によるコンプライアンスの確保に向けた取組を進めます。
③情報提供・情報公開の推進	個人情報等の確実な保護のもと、適切な情報管理と積極的な情報公開に取り組むとともに、公平・公正で透明性の確保された市政運営を行います。

	主要事業※2	
	名称	担当課
① 健全な財政運営の維持	財政管理運営事務	財政課
②市有財産の適正な維持管理・更新	ファシリティマネジメント推進事業	公共建築課
② 情報提供・情報公開の推進	情報公開事務	総務課
	契約審査等事務	契約検査課

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業(案)を参考としてお示ししています。

行財政マネジメント

基本方針

23-2 職員力の向上



概要

市民福祉の向上につなげるため、職員一人ひとりが職務の遂行に必要な能力を高めるとともに、それぞれの職階・職制ごとの役割を果たすことで、組織力を最大限に発揮します。

指標

「職員力の向上」に満足している 市民の割合(%)	R6	R7	R8	R9	R10
	21.4	22.4	23.4	24.4	25.4

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

生産年齢人口の減少、デジタル社会の進展等、地方自治体を取り巻く状況が大きく変化する中で、複雑・多様化する行政課題に対応するため、人材育成や人材確保の重要性が高まっています。また、職員のやりがい・成長実感を得られる取組や多様な働き方を受け入れる職場環境の整備等の必要性が高まっています。

課題

総人件費を抑制しつつ、市民福祉の向上につなげるため、限られた職員数で持続可能な行政サービスが提供できるよう、職員が最大限に能力を発揮できる組織づくりが必要とされています。

私たちの役割



行政

- 複雑・多様化する行政課題に対応できる職員の育成や確保を進め、CS(市民満足)向上につなげます。
- 職員が自律的・自発的な能力開発に努める組織風土の醸成に努めます。
- 積極的な市民との関わりを通じて市民ニーズを的確に把握し、政策立案につなげます。
- 職員が最大限に能力を発揮できるよう健幸でやりがいのある職場環境を整備します。



市民

(市民・地域)

○窓口等において、CS(市民満足)向上につながる対応ができているかチェックします。

○市役所や職員に対し積極的に意見を伝えます。

(事業者等)

○職員力の向上に役立つセミナー等に関する情報を発信します。

施策	概要
①職員の資質向上	CS(市民満足)の向上につなげるため、「(仮称)人材育成・確保基本方針」に基づき、複雑・多様化する行政課題に対応できる職員の育成や確保を進めます。

	主要事業※2	
	名称	担当課
① 職員の資質向上	職員研修事業	職員課

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業(案)を参考としてお示ししています。

行財政マネジメント

基本方針 23-3 行政事務の効率化と最適な行政サービスの実現



概要

将来にわたり持続可能で最適な行政サービスの実現を図るため、行政経営改革や広域連携を進めます。

指標

第2期草津市行政経営改革プラン(実施計画)において成果が得られた項目の割合(%)	R6	R7	R8	R9	R10
	85.2	100.0	100.0	100.0	100.0

※1

※1) 指標の各年度の目標値については、令和6年10月実施の市民意識調査等の実績値を基準として確定することから、現時点では令和5年度までの実績値に基づく目標値を参考としてお示ししています。

現況

行政事務の効率化による市民サービスの向上を図るため、行政経営改革や、DXの推進、近隣自治体との連携に取り組んでいます。

課題

社会や市民ニーズの変化に対応し、将来にわたり持続可能で最適な行政サービスの実現を図るため、行政経営改革や、DX、広域連携をさらに進めていく必要があります。

私たちの役割



行政

○行政事務の効率化と市民サービスの向上のため、行政経営改革や広域連携を進めます。

○よりきめ細やかな市民サービスを提供するため、行政手続のデジタル化など、DXを推進します。



市民

(市民・地域)

○市民サービス向上のための行政事務の効率化が図られているかをチェックします。

(事業者等)

○公民連携を視野に入れた事業展開を図ります。

施策	概要
① 行政経営改革の推進	行政事務の効果・効率の向上を図るため、事務事業の見直しや、公民連携手法の活用、DXの推進などに取り組みます。
② 広域連携の推進	行政区域を越えた共通の課題や本市単独での対策が困難な課題、また、行政事務の効率化や市民サービスの向上などについて関係する自治体間で協力して取り組むため、広域連携の推進を図ります。

	主要事業※2	
	名称	担当課
① 行政経営改革の推進	行政経営改革推進事業	経営戦略課
	情報化推進事業	経営戦略課
② 広域連携の推進	広域行政推進事業	企画調整課

※2) 主要事業については、令和7年度当初予算の議決後に確定することから、現時点では令和6年度予算に基づく主要事業（案）を参考としてお示ししています。

資料編

※資料編には「用語解説」の他、策定の経緯等の項目を追加する予定です。

用語解説

No.	用語	ページ	解説文
1	ステークホルダー	3	企業、行政、NPO 等の組織が活動を行うことで影響を受ける利害関係を有する者のこと。
2	義務的経費	4	法令等により義務付けられている支出で、自治体が任意に削減することが困難な経費。主に社会保障関係経費や過去の借入金の返済金、職員人件費等のこと。
3	スマートシティ	5	スマートシティの定義は様々であるが、国の施策における定義では、グローバルな諸課題や都市や地域の抱えるローカルな諸課題の解決、また新たな価値の創出を目指して、ICT 等の新技術や官民各種のデータを有効に活用した各種分野におけるマネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われ、社会、経済、環境の側面から、現在および将来にわたって、人々（住民、企業、訪問者）により良いサービスや生活の質を提供する都市または地域とされている。
4	ロボティクス	5	工学の一分野。制御工学を中心に、センサー技術・機械機構学などを総合して、ロボットの設計・製作および運転に関する研究を行う。
5	行政のデジタル化・オンライン化	5	情報通信技術（デジタル技術）の活用により、行政手続等に係る関係者の利便性の向上や、行政運営の簡素化・効率化を図ること。
6	AI	5、146	Artificial Intelligence（アーティフィシャル・インテリジェンス）の略。人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断をコンピュータを中心とする人工的なシステムにより行えるようにした人工知能のこと。
7	Society 5.0	5、28、146	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society（ソサエティ））のこと。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱。
8	DX	5、180、181	Digital Transformation（デジタル・トランスフォーメーション）の略。「Transformation」は「X-formation」とも表記されるため、この頭文字のXから、「DX」と略したもの。DXの定義は様々であ

			るが、ここでは「ICT の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」を指す。
9	スクラップ&ビルド	6	施策の遂行にあたり、非効率な事業等を廃止し、新しい事業におきかえることで、施策の効率化や集中化を再構築すること。
10	まちなか	11 、 156、 157	JR 草津駅・南草津駅周辺の市街地のこと。
11	カーボン・ニュートラル	11	温室効果ガスの排出について、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロとなっていること。
12	DV	24 、 25	Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略。夫婦、恋人等の親密な関係にある人またはあった人からの身体的、心理的、性的または経済的な苦痛を与える暴力的な行為、その他心身に有害な影響を及ぼす発言または行動のこと。
13	男女共同参画社会	24 、 25	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野での活動に参画する機会が確保されており、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を受けることができるとともに、男女がともに責任を担う社会のこと。
14	ワーク・ライフ・バランス	24 、 25 、 150	仕事と生活の調和のこと。働いている人がそれぞれの能力や個性を十分に発揮でき、「仕事」も「生活」（家庭生活や地域生活など）も、ともに充実していると実感できること。
15	スクール ESD	29	ESD とは Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）の略で、SDGs の実現に向けた教育であり、草津市では「スクール ESD くさつプロジェクト」として、様々な地域課題を体験的な学びを通して、その解決に子どもたちが主体的にかかわり、地域社会の一員としての意識と行動力を身につけることを目指している。
16	地域力	30 、 58 、 59	地域社会が抱える多様な問題や支援を求める人たちの声に住民自らが気づき、主体的に関係する組織や行政等と協働し、地域資源の有効活用を図りながら、問題解決に向けた方策や地域としての価値を創造していく力のこと。
17	校務 DX	31	学校の仕事全体について、デジタル技術を活用してデータ連携による新たな学習指導・学校経営の高度化を目指す取組。

18	コミュニティ・スクール	31	学校と保護者や地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働して子どもの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進めていく仕組みのこと。
19	スクールソーシャルワーカー	31	社会福祉や精神医学、心理学等の専門的な知識・技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて、支援する専門家。
20	非構造部材	31	柱・梁・壁・床等といった建物の主たる構造以外のこと。ここでは、地震時の安全確保の観点で、内装や外装、窓や家具等も含めた幅広いもののこと。
21	協働的な学び	31	探究的な学習や体験活動などを通じ、子ども同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成するための学び。
22	個別最適な学び	31	「指導の個別化」（一定の目標を全ての児童生徒が達成することを目指し、個々の児童生徒に応じて異なる方法などで学習を進めること）と「学習の個性化」（個々の児童生徒の興味・関心などに応じた異なる目標に向けて、学習を深め、広げること）を、学習者視点から整理した概念であり、児童生徒が自己調整しながら学習を進めていく学び。
23	1人1台端末	31	国が示す「GIGAスクール構想」に基づき整備した、児童生徒1人につき1台のICT端末（タブレットPC等）のこと。
24	地域協働合校	34	学校・家庭・地域の連携・協働により、それぞれの持つ教育機能を生かしながら、子どもと大人が地域文化や現代的な課題などについて学び合い、かかわり合う社会を目指す。
25	ライフステージ	36、79	人の一生を、年齢や社会的な役割に応じて、乳幼児期、青壮年期、高齢期等と分けた、それぞれの段階のこと
26	レガシー	36	スポーツイベント開催後に残される長期的・持続的効果。本計画では、わたしがSHIGA 輝く国スポ・障スポを契機として、市民が様々な形でスポーツに親しみ、関わり続けること。
27	総合型地域スポーツクラブ	37	地域住民により自主的・自立的に運営され、人々が身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブのこと。

28	基礎的コミュニティ	50 、 51	町内会、自治会その他の地縁に基づいて形成された自治組織のこと。
29	市民公益活動	52 、 53 、 168、 169	不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、特定の課題解決に向けて自発的かつ自主的に行う営利を目的としない活動のこと。
30	中間支援組織	52 、 53 、 58 、 59	まちづくりを活性化させるために組織が持つノウハウ、情報、ネットワーク等を活用し、まちづくりに取り組む各主体の活動を支援するなど、市民と市民、市民と市などの間に立って、各主体の連携を促進するコーディネート役を担う組織のこと。本市では、中間支援組織として（公財）草津市コミュニティ事業団と（福）草津市社会福祉協議会を指定。
31	やさしい日本語	54	難しい単語や用語、表現を使わずに外国人にも分かりやすく表現する日本語のこと。
32	多文化共生社会	54	国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きている社会のこと。
33	地域共生社会	58	社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。
34	セーフティネット	61	地域社会において、憲法が保障する健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を守るための仕組みのこと。
35	健康格差	64	地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差のこと。 本計画では性別や年齢、居住地、個人の背景等による健康状態の差。
36	ライフコースアプローチ	64	胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくりのこと。
37	生活習慣病	64 、 65	食事や運動、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が深く関与し、それらが発症の要因となる疾患の総称。 日本人の死因の上位を占める、がんや心臓病、脳卒中は、生活習慣病に含まれる。

38	健康推進員	64 、 65	一年間の養成講座を受講した後、市長から委嘱を受けて地域に密着した健康づくり活動を推進するボランティア組織のこと。
39	健康寿命	64 、 66 、 82	2000 年に WHO（世界保健機構）が提唱した概念で、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。
40	特定健康診査・特定保健指導	66 、 67	平成 20 年 4 月から始まった 40 歳から 74 歳までの医療保険加入者を対象とし、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病を予防するための健康診査と保健指導のこと。
41	マイナポータル	66	マイナンバー制度の導入に併せて構築した、国民一人ひとりがアクセスできるポータルサイトのこと。具体的には、自己情報表示機能、情報提供等記録表示機能、プッシュ型サービス、ワンストップサービス等を提供する基盤であり、国民一人ひとりが様々な官民のオンラインサービスを利用できる。
42	自己有用感	77	自分と他者（集団や社会）との関係の中で、自分の存在を価値あるものとして受け止める感覚のこと。
43	児童発達支援センター	79	地域の中核的な役割を担う機関として、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援の提供、家族、事業者その他関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設のこと。
44	ケアマネジメント	85 、 88	介護・介助が必要な人の生活支援を行うために、多様な社会資源を、その本人が有効に活用できるように図ること。
45	障害のある人	88 、 89 、 90	障害者基本法第 2 条第 1 号に定める障害者（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。）のこと。
46	成年後見制度	89	認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等で判断能力が不十分な人を法律的に保護し、支えるための制度のこと。
47	ノーマライゼーション	89	障害のある人を含む社会的支援の必要なすべての人たちが、一人の人間として尊重され、そのあるがままの姿で他の人たちと同等の権利を享受できるようにするという考え方のこと。
48	自助・共助	96	「自助」は、一人ひとりが自ら取り組むこと。「共助」は、地域や身近にいる人どうしが一緒に取り組むこと。

49	自主防災組織	96 、 97	自主的な防災活動を実施することを目的とし、町内会等の地域住民を単位として組織された任意団体のこと。
50	ハザードマップ	97	災害が起きたときの浸水想定区域や土砂災害危険予想箇所をはじめ、地域で想定される危険箇所や避難所までの避難経路などの情報を地図上に表示したもの。
51	事業継続計画 (BCP)	98	企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。
52	流域治水	100	気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。
53	環境マネジメントシステム	111	組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」または「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」という。 なお、環境マネジメントシステムには、環境省が策定したエコアクション21や、国際規格のISO14001のほか、地方公共団体、NPOや中間法人等が策定したものがある。
54	再生可能エネルギー	112、 113	太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などを一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。
55	脱炭素社会	112、 113	温室効果ガスの人為的排出と吸収の均衡が達成された社会のこと。
56	ICT	113	Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略。コンピュータ情報通信ネットワーク（インターネット等）の情報通信技術を表す言葉。

57	クールビズ・ウォームビズ	113	クールビズは、地球温暖化対策の一環として、平成 17（2005）年度から政府が提唱する、過度な冷房に頼らず軽装や日射の熱エネルギーを遮る効果があるグリーンカーテンなど様々な工夫をして夏を快適に過ごすライフスタイルのこと。ウォームビズは、冬期に厚着や体をあたためる食材を食べるなど暖房使用量を抑制し温室効果ガスの削減を図りながら快適に過ごすライフスタイルのこと。
58	スマートドライブ	113	環境負荷の軽減に配慮した自動車の利用である「エコドライブ」の実践や、環境負荷の小さい自動車の利用のこと。
59	デコ活	113	二酸化炭素（CO ₂ ）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた言葉で、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動のこと。
60	愛する地球のために 約束する協定	113	深刻な地球温暖化問題に対応するために、市民、事業者、団体などのみなさんと協力して二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を削減することを目的に「愛する地球のために約束する草津市条例」を平成20年4月に施行、本条例に基づき、みなさんに自主的な地球温暖化対策の取組を約束いただくための市長との協定のこと。協定の締結により、令和3年12月に市と市議会が表明した「草津市気候非常事態（ゼロカーボンシティ）宣言」への賛同を示すことが可能。
61	家庭系ごみ・事業系ごみ	114	家庭系ごみは、家庭生活に伴って排出される一般廃棄物、事業系ごみは、事業活動に伴って発生する一般廃棄物のこと。
62	新型コロナウイルス感染症	114	「コロナウイルス」（人や動物の間で広く感染症を引き起こすウイルス）として新たに見つかった「新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）」による感染症。2019 年末に中国で感染者が確認されて以降、世界各国で感染が拡大した。正式名称は「COVID-19」。
63	優良農地	136	農業的な土地利用を図る土地として、農業振興地域整備計画の中で位置づけた農用地のこと。
64	軟弱野菜	136	植物体が軟弱で、外部からの衝撃で傷つきやすく、収穫物は軽量・小形で、常温下では日光にさらされたり風にあたると急速に鮮度を失い品質が低下する野菜のこと。ほうれん草やみずな、こまつな等がこれにあたる。

65	農地の集積・集約	136	農地を所有し、又は借り入れること等により、利用する農地面積を拡大し（集積）、農地の利用権を交換すること等により、農作業を連続的に支障なく行えるようにする（集約化）こと。
66	地場産物	136、 138、 139	地域で作られ収穫された食物のこと。
67	多面的な機能	137	国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能のこと。
68	土地改良施設	137	農業用排水施設、農業用道路、その他農業をするにあたり有益、または農村での生活を快適にする施設。
69	着地型観光	138、 139、 148	旅行者を受け入れる側の地域（着地）側が、その地域でおすすめの観光資源を基にした旅行商品や体験プログラムを企画・運営する観光形態のこと。
70	エリアマネジメント	142、 143	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための住民・事業主・地権者等による主体的な取組。
71	都市再生推進法人	142	都市再生特別措置法に基づき、地域のまちづくりを担う法人として、市町村が指定するもの。市町村は、まちづくりの新たな担い手として行政の補完的機能を担いうる団体を指定することができ、本市では、都市再生推進法人として「草津まちづくり株式会社」を指定。
72	草津ブランド	145	市内の地域産業の活性化と市のイメージアップを図ることを目的に、平成 26 年に設立した「草津ブランド推進協議会」において「草津ブランド」として認証された、草津市内の魅力的な地域資源のこと。 令和 6 年 8 月現在では、農水産物、加工品、工芸品の計 15 品目を「草津ブランド」として認証している。
73	産学官金の連携	147	企業（産）、大学などの研究機関（学）、自治体（官）および金融機関（金）が互いに協力し、連携し合って事業や研究活動を推進すること。
74	インキュベーション施設	146、 147	創業後間もない企業や起業家に対し、低賃料スペースの提供、マーケティング支援などの経営ノウハウを提供し、その成長を促進させることを目的とした施設のこと。

75	ビッグデータ	146	ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性などを分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群のこと。例えば、ソーシャルメディア内のテキストデータ・画像、携帯電話・スマートフォンが発信する位置情報、時々刻々と生成されるセンサデータなどがある。
76	SNS	49 , 148	Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、インターネット上の交流を構築するサービスのこと。
77	スポーツ MICE	148	MICE とは、会議（Meeting）、報奨・研修旅行（Incentive）、国際会議（Convention）、展示会・博覧会といったエキシビションやイベント（Exhibition/Event）を総称した用語。MICE には開催地における高い経済波及効果やビジネス機会・イノベーションの創出、都市ブランド・競争力の向上等が期待され、スポーツイベントへの活用が進んでいる。
78	ビワイチ推進条例	148	滋賀県が令和4年に施行した、自転車観光に特化した全国初の条例。「琵琶湖一周」の略称から始まったとされる「ビワイチ」を条例名にも取り入れ、滋賀が誇る観光資源であるビワイチの魅力を高め、県の観光の振興及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的としている。
79	ユネスコ無形文化遺産	148	「無形文化遺産」とは、芸能や伝統工芸技術などの形のない文化であって、土地の歴史や生活風習などと密接に関わっているもののこと。ユネスコの「無形文化遺産保護条約」では、この無形文化遺産を保護し、相互に尊重する機運を高めるため、登録制度を実施している。 2022年に「近江湖南のサンヤレ踊り」を含む「風流（ふりゅう）踊」がユネスコ無形文化遺産に登録された。
80	テレワーク	150	勤労形態の一種で、情報通信技術等を活用した、場所や時間にとられない柔軟な働き方のこと。
81	長期優良住宅	155	長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅のこと。
82	ウォーカブル	156	「ウォーカブル」とは、「歩く」を意味する「walk」と「できる」の「able」を組み合わせた造語で、「居心地が良く、歩きたくなる」都市の状態のこと。
83	ガーデンシティ	162	ガーデンシティくさつ。市民・地域・企業等と行政の協働で、花と緑のある憩いの場をつくりだし、笑顔が行き交う都市を目指す、ガーデンニングなどを手法としたまちづくりのこと。

84	共創	170、 171	市民、民間企業・団体、大学をはじめとする多様な主体との協働を基本に、多様性を尊重しながら新たな価値や魅力を一緒に創り上げていくこと。
85	プラットフォーム	170	行政をはじめ、まちづくりの担い手となる多様な主体が集まり、まちの将来像を議論・共有し、その実現に向けた取組について協議・調整を行う場のこと。